

令和7年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 3時35分

○招 集 年 月 日	余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
令和7年12月9日（火曜日）	副 町 長	渡 邊 郁 尚
	総 務 部 長	高 橋 伸 明
○招 集 の 場 所	総 務 課 長	越 智 英 章
余市町議事堂	財 政 課 長	高 田 幸 樹
	税 務 課 長	成 田 文 明
○開 会	民 生 部 長	阿 部 弘 亨
令和7年12月9日（火曜日）午前10時	福 祉 課 長	大 森 直 也
	子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
○出 席 議 員 （14名）	保 険 課 長	枝 村 潤
余市町議会議長 7番 藤 野 博 三	環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
余市町議会副議長 3番 岸 本 好 且	総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
余市町議会議員 1番 山 本 正 行	政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
〃 2番 尾 森 加奈恵	農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
〃 4番 佐 藤 剛 司	商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
〃 5番 内 海 富美子	建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
〃 6番 庄 巖 龍	建 設 課 長	井 上 健 男
〃 8番 川内谷 幸 恵	まちづくり計画課長	二 木 二 郎
〃 9番 土 屋 美奈子	水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
〃 11番 茅 根 英 昭	会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
〃 13番 ジャストミートあたる	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 孝 太
〃 14番 大 物 翔	教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
〃 15番 白 川 栄美子	教 育 部 長（兼）社会教育課長	浅 野 敏 昭
〃 16番 寺 田 進	学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
	選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武
○欠 席 議 員 （1名）		
余市町議会議員 12番 中 井 寿 夫		
	○事務局職員出席者	
○出 席 者	事 務 局 長	羽 生 満 広

議 事 係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

第 1 2 議案第 4 号 令和 7 年度余市町水
道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 3 議案第 5 号 令和 7 年度余市町下
水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 4 一般質問

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 令和 7 年余市町議会第 3 回定例会付
託 認定第 1 号 令和 6 年度余市
町水道事業会計決算認定について
- 第 4 認定第 2 号 令和 6 年度余市町下
水道事業会計決算認定について（以
上 2 件、令和 6 年度余市町各事業会
計決算特別委員会審査結果報告）
- 第 5 令和 7 年余市町議会第 6 回臨時会付
託 認定第 1 号 令和 6 年度余市
町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第 6 認定第 2 号 令和 6 年度余市町介
護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第 7 認定第 3 号 令和 6 年度余市町国
民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 8 認定第 4 号 令和 6 年度余市町後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について（以上 4 件、令和 6 年
度余市町各会計決算特別委員会審査
結果報告）
- 第 9 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一
般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 0 議案第 2 号 令和 7 年度余市町介
護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 3 号 令和 7 年度余市町後
期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余
市町議会第 4 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、中井議員は通院のため遅刻の旨届出があ
りましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審
査結果報告 6 件、議案 13 件、他に一般質問と議長
の諸般報告並びに行政報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によ
り、議席番号 11 番、茅根議員、議席番号 13 番、ジ
ャストミートあたる議員、議席番号 14 番、大物議
員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を
求めます。

○11 番（茅根英昭君） 令和 7 年余市町議会第 4
回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会
室におきまして議会運営委員会が開催されました
ので、その審議経過並びに結果につきまして私か
らご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊
副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席があ

りましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案13件、一般質問は7名によります9件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月11日までの3日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和7年度余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定について、日程第4、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定について、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和6年度余市町各事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和7年度余市町議会第6回臨時会付託に関わる日程第5、認定第1号 令和6年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和6年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第7号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第5号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、一般質問は、7名による9件です。

日程第15、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第17、議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、以上3件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、所管の民生教育常任委員会に付託することに決しました。

日程第19、議案第10号 余市町手話言語条例案につきましては、所管の民生教育常任委員会に付託することに決しました。

日程第20、議案第11号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第12号 余市町国民健康保険事業基金条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第13号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から11日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から11日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月11日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国會議員に要請しておりますので、ご報告いたします。

次に、去る11月12日、東京NHKホールにおいて第69回町村議会議長全国大会、併せて第50回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として額賀衆議院議長、関口参議院議長、高橋総務副大臣、鈴木自由民主党幹事長、棚野全国町村会長、他に各地方選出国會議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等を採択されましたことをご報告申し上げます。

なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合はご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 株式会社まほろば宅地管理公社について。

株式会社まほろば宅地管理公社について行政報告を申し上げます。株式会社まほろば宅地管理公社につきましては、平成7年に設立された黒川第一土地区画整理組合の解散に向け、組合の保有する保留地を取得し、保留地の管理及び売却を進めるとともに、換地を含めたまほろばの郷地区全体を総合的に支援することを目的に平成24年に設立されております。公社設立から13年が経過し、この間組合から取得した保留地38区画のうち未売却の宅地が残すところ5区画となり、また各地権者が所有する換地についても平成26年度に公社と事業協力協定を締結した375区画のうち未売却の宅地が残り183区画とまほろばの郷地区の土地取引の流動化に一定の役割を果たしてきたところであります。また、保留地を取得する際の本町、国、

市中金融機関からの借入金についても本町からの借入金を除き、完済しております。このような状況下において去る9月4日、公社の第3回取締役会において公社第14期末、令和7年度末をもって公社を解散する方針が決定された旨の報告を受けたところでございます。今後においては、解散及び清算業務に向けて関係法令に基づき本町をはじめとする関係機関と協議を進めた上で今後開かれる株主総会での議決を経て正式決定される予定でございます。株式会社まほろば宅地管理公社につきましては、これまで良好な市街地形成の先導的な役割を果たすまほろばの郷地区全体を総合的に支援いただいていたところであり、本町としても引き続きまほろばの郷地区の発展に向け努めてまいりたく、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、株式会社まほろば宅地管理公社についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和7年第3回定例会において付託に関わる日程第3、認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定について、日程第4、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定についての以上2件を一括議題といたします。

この際、令和6年度余市町各事業会計決算特別委員会委員長から審議結果の報告を求めます。

○9番（土屋美奈子君） ただいま上程されました令和7年余市町議会第3回定例会において令和6年度余市町各事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定について、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和7年9月16日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私土屋が、副委員長に佐藤委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和7年11月7日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告を申し上げます。まず、認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「反対討論」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 反対討論させていただきます。

水道会計の中で第23号損害賠償請求事件の控訴に尽きると思われます。やはり裁判記録を見てもある程度議員に説明できる部分はあったはずと思われます。一切何も内容を伝えずに議決、承認を得ようとするのは、承服できない。

以上をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和6年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

○13番（ジャストミートあたる君） 下水道事業について賛成討論させていただきます。

やはり経常収支比率102.2%で100%を超えている、経費回収率も99.8%で問題ないと思われまます。これに尽きるのではないのでしょうか。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和6年度余市町下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（藤野博三君） 次に、令和7年第6回臨時会において付託に関わる日程第5、認定第1号

令和6年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての以上4件を一括議題といたします。

この際、令和6年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程されました令和7年余市町議会第6回臨時会において令和6年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定4件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和7年11月4日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私茅根が、副委員長に山本委員が選任されました。なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和6年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決

の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「反対討論」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 令和6年度決算認定について反対討論をさせていただきます。

まずは、やはり余市運動公園野球場改修事業1億3,000万円、これからです。中村衆議院議員が話をつけて、大変ご尽力されたということが書かれておりました。「広報よいち」です。スポーツ振興くじで60%、これがtotの看板になったのではなかろうかと僕は思ったのですけれども、そのスポーツ振興くじというものが書かれておりました。6年度の.....、予想どおり.....落札、工事一式で一番高額なのはラバーフェンスでございましたが、これはヨコハマ弾性舗装というところが担当しまして2,000万円を受注、これで担当に聞いたところ利益十分だということになり、となるとその他の内野の舗装、バックネット、スコアボード入れても6,000万円から7,000万円と推計されると。これは、一括でやるよりも各社、各個で入札をやったほうが経費の節約になる、無駄が多いという

ふうには考えます。

ここからが問題です。.....

例を挙げるとするならば、株式会社ワンテールという名前が決算委員会に何回出てこの会社名では.....。もちろん提出されている資料には載っている社名でございますので、問題ないと思われます。そして、今回の決算委員会でございます。この一連の流れに対して監査委員に所感を求めたところ、中井監査委員は.....、理事会が立ち上がって、結果、正副委員長から質問を変えろ、決算審査意見書を提出したのだから、答弁は必要ないであろうという、こういった正副委員長から説明があった。それに対して私は異議を唱えたところ、理事会が立ち上がって中井監査委員は.....と決裁、これはとんでもないことだと思います。中井議員は、議員とはいえ監査委員である以上は執行機関であり、行政委員であります。令和5年の決算では、税務課長が逮捕された際の質問には答弁したにもかかわらず、議員である私が疑問を持ち、質問したにもかかわらず.....であります。.....議事であります。.....進行した本決算委員会には到底賛同できず、反対理由とします。

あと、入湯税を徴収できずに年度を越えてしまい、町民及び利用者の納めた税を回収し切れず、町民の福祉に寄与できていない状況にも反対の理由とさせていただきます。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

なお、この反対討論は、議長に事前に通告して

ありますので、・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・いただきます。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論はございますか。

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） ただいまの討論ですけれども、発言の中に不適切な表現、不確実なもの、そして個人を誹謗中傷するようなど捉えられるもの、様々議場で発言する内容としてはとてもよろしくない内容が含まれておりますので、そこら辺きちんと精査の上、この議事録でこの発言を許可するのは議長の権限でございますから、議長において精査されてよろしく取り計らいお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 今議事進行の中で討論の中で不適切な表現があったということですので、後刻議事録精査の上……

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） 今休憩してやってください。

○議長（藤野博三君） ただ、今の発言自体がすぐうちの場合は文章にできませんので、それは後刻議長のほうで措置したいと思っておりますので、そういう形でお願いできればと思います。

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） 発言を取り消すのは、当日でなければできませんから、本日の会議を閉じたら、それまでなのです。後刻というのは、あしたになってしまえばもう駄目なのです。今この場で精査しなければいけない問題だと思います。

○議長（藤野博三君） 9番、土屋議員に申し上げます。

発言の訂正等は、会期中であればできますので、どちらにしても今その発言自体が明確に確認できませんので、これは後刻その辺を精査した中で措置したいと思っておりますので、そういう扱いでよろしくお願いしたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） ただいま土屋議員の議事進行が全てだと思います。・・・・・・・・・・・・・・・・と、・・・・・・・・・・・・・・・・ゆえ、議長はそうにご留意いただきたいと思っております。

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） 今さささっとメモしただけでも大分今判断できるものはたくさんあります。・・・・・・、何のことですか、これ。どこがしっかりとした根拠なのか、どこから持ってきた事実なのか分からない、企業を疑うような発言もあったし、それと・・・・・・という言葉だとか、それとか監査委員の話にしてもかばうわけではないけれども、あれは委員長判断でございます。そして、委員長がこういうふうに取り計らっていいですかって諮ったものを、委員会の中で採決して決めたものですから、中井監査委員が・・・・・・したものではないし、たくさん事実と違うことが含まれている、それを議会のルールを分からずに発言して、それが事実なのだと言う、それを許すということは、そしてそれを間違っていることを間違っていると云ったら、・・・・・・しているとか、そういう発言をされるわけでしょう。だから、きちんと議会運営委員会でも開いてこのことについてどう取り扱うかやったらいいではないですか。

○議長（藤野博三君） 土屋議員に申し上げます。

今この段階でその言葉を明確に確認できませんので、これは後刻精査した中で措置したいと思っておりますので……ここで拍手とか送らないように静粛にお願いいたします。そういう形で措置したいと思っておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

（「議事進行」の声あり）

○6番（庄 巖龍君） 議事進行させていただきます。

ただいまジャストミートあたる議員の反対討論がございました。会期中におきまして今言われたことについて、反対討論につきましては不適切な、土屋議員からございましたとおり、この地域から出ている国会議員の方とか一民間企業を挙げてそれがあたかも事実であったかのような発言、また土屋議員が指摘もされておりますように・・・ということがございました。そういったこともございまして、これは自治法の中にも書いてありますけれども、後刻、これは会期中の中で、今すぐに判断をして議長が明確な文章を起こした上でこれは削除という形で、今日の前で削除するというのは難しいですから、注意とかというのは別です。だから、ここは今議長のおっしゃるとおりで自治法にのっとった形で粛々と進めていただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） ただいま庄議員から議事進行発言がありましたとおり、後刻確認した上で処理したいと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、賛成討論の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

では次に、反対討論を許します。反対討論ございますか。

（「なし」の声あり）

では、他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を集結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和6年度余市町一般会

計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(藤野博三君) 日程第9、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算(第7号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事異動等による人件費の整理と不足が見込まれる各公共施設の光熱水費等、利用件数の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、北後志における救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。さらに、一般廃棄物最終処分場施設整備事業について実施設計完了に伴い、複数年度にまたがる工事請負契約が有利と判断し、債務負担行為を設定したものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料、地域おこし協力隊起業等支援補助金の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、支給対象者数の増加に伴う児童手当の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、支給対象者数の増加に伴う妊婦支援給付金の補正計上を行ったものであ

ります。

農林水産業費におきましては、新規就農研修者の増加に伴う受入れ農家報償金、就農研修家賃助成金の補正計上を行ったものであります。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、余市港湾内水中アンカーに係る修繕費の補正計上を行ったものであります。

消防費におきましては、北後志消防組合負担金の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額9億9,797万8,000円を既定予算に追加した予算総額は134億3,185万円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算(第7号)についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細については、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高田幸樹君) 議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算(第7号)。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,797万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億3,185万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債

務負担行為補正」による。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5ページをお開き願います。中段でございます。初めに、歳出のうち各款、各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、職員の人事異動等に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額784万3,000円、1節報酬334万8,000円、3節職員手当のうち期末手当、議員分154万7,000円、4節共済費のうち議員共済会給付費負担金118万8,000円につきましては、議員報酬の改定に伴います補正計上でございます。それらを除く3節職員手当と4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額7,644万円の減、1節報酬184万円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。8節旅費9万円につきましては、会計年度任用職員に係る費用弁償の補正計上でございます。10節需用費30万円につきましては、役場庁舎に係る光熱水費の不足見込みに伴います補正計上でございます。13節使用料及び賃借料10万円につきましては、有料道路通行料の不足見込みに伴います補正計上でございます。

4目財産管理費、補正額5億8,776万4,000円、24節積立金5億8,776万4,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金3万2,000円、図書整備基金積立金1万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金5億8,772万2,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額2億5,500万円につきましては、ふるさと納税に係る事業経費として12節委託料2億5,000万円の補正計上と18節負担金補助及

び交付金500万円につきましては地域おこし協力隊起業等支援補助金の補正計上でございます。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額1,387万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額81万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費、補正額38万円の減、2節給料と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額23万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額115万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目福祉センター総務費、補正額32万円、10節需用費32万円につきましては、福祉センターの自動火災報知設備の修繕に係る補正計上でございます。

4目国民年金総務費、補正額87万5,000円、12節委託料87万5,000円につきましては、国民年金事務システム改修委託料の補正計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額1億2,900万円、19節扶助費1億2,900万円につきましては、利用件数の増に伴います障害福祉サービス費等給付費の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額2,302万1,000円、内訳といたしまして19節扶助費2,176万5,000円につきましては、支給対象者の増に伴います児童手当の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料125万6,000円につきましては、過年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金125万6,000円の補正計上ござい

ます。

3目町立保育所費、補正額494万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額2,581万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金2,531万円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

2目母子保健費、補正額156万5,000円、内訳といたしまして18節負担金補助及び交付金145万円につきましては、支給対象者の増に伴う妊婦支援給付金145万円の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料11万5,000円につきましては、過年度出産・子育て応援交付金国庫補助金返還金8,000円と過年度母子保健対策強化事業国庫補助金返還金10万7,000円の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額563万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額856万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額1,023万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額1,518万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

3目農業振興費、補正額60万円、内訳といたしまして7節報償費48万円と18節負担金補助及び交付金12万円につきましては、新規就農研修者の増に伴います受入れ農家報償金と就農研修家賃助成金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額75万円、2節給料から4節共済費

につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額448万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額604万9,000円、18節負担金補助及び交付金604万9,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の補正計上でございます。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額37万5,000円、内訳といたしまして1節報酬19万円と3節職員手当18万5,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬及び期末、勤勉手当の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額467万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額168万3,000円につきましては、内訳といたしまして1節報酬200万3,000円と3節職員手当のうち時間外勤務手当199万円につきましては、除排雪業務に係る会計年度任用職員に係る人件費の補正計上のほか、それらを除く2節給料から4節共済費につきましては人件費の整理でございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額ゼロ円につきましては、10節需用費として余市港湾内水中アンカー修繕160万円の補正計上と12節委託料160万円の減につきましては余市港湾施設整備事業に係る減額補正計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額348万3,000円、18節負担金補助及び交付金348万3,000円につきましては、北後志消防組合負担金の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額236万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額202万円、3節職員手当と4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費240万円につきましては、各小学校における燃料費及び光熱水費の不足見込みに伴います補正計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額296万円、4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費280万円につきましては、各中学校における燃料費及び光熱水費の不足見込みに伴います補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額989万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目中央公民館総務費、補正額50万円、10節需用費50万円につきましては、中央公民館における光熱水費の不足見込みに伴います補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額8,174万7,000円、内訳といたしまして3節児童手当国庫負担金1,724万7,000円につきましては、歳出における児童手当の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金6,450万円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額100万円、1節保健衛生費国庫負担金100万円につきましては、歳出における妊婦支援給付金の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額60万円、1節保健衛生費国庫補助金60万円につきましては、歳出における妊婦

支援給付金の増加に伴う国庫補助金の補正計上と子ども・子育て支援制度創設に伴う事務費に係る国庫補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。15款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、補正額87万5,000円、1節社会福祉費委託金87万5,000円につきましては、歳出における国民年金事務システム改修委託料に伴う委託金の補正計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額3,450万8,000円、内訳といたしまして4節児童手当道負担金225万8,000円につきましては、国庫負担金同様、歳出における児童手当の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。5節身体障害者福祉施設費道負担金3,225万円につきましては、国庫負担金同様、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額7万5,000円、1節保健衛生費道補助金7万5,000円につきましては、国庫補助金同様、歳出における妊婦支援給付金の増加に伴う道補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額5億8,772万2,000円、1節総務費寄附金5億8,772万2,000円につきましては、4万3,507件の余市町ふるさと応援寄附金5億8,772万2,000円の補正計上でございます。

3目教育費寄附金、補正額1万円、1節教育費寄附金1万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額3万2,000円、1節民生費寄附金3万2,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして余市菊花同好会様からの1万1,614円の補正計上と匿名を希望される方からの2万円の補正計上でございます。いずれもご寄

附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額2億5,060万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金2億5,060万円につきましては、歳出におけるふるさと納税取扱業務委託料、新規就農者受入農家報償金、就農研修家賃助成金の増加に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,080万9,000円、1節繰越金4,080万9,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

次に、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、債務負担行為補正につきましては、債務負担行為の追加でございます。事項、期間、限度額の順にご説明申し上げます。1、追加、事項、一般廃棄物最終処分場施設整備事業、期間、令和7年度から令和9年度まで、限度額6億9,500万円以内。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） では、質問させていただきます。

6ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料、ふるさと納税取扱業務委託料の2億5,000万円と18節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業等支援補助金500万円の詳細をお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の質問に答弁いたします。

まず、2款1項5目12節委託料につきましては、

こちらは9月にも歳出約5億円程度補正させていただいたのですが、寄附金額が予想以上に伸びていること、それと今後12月末にかけて例年同様一定程度駆け込み寄附が予想され、年度内の寄附総額が20億円を超える見込みと判断し、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、18節、地域おこし協力隊起業等支援補助金の詳細についてですが、こちらにつきましては今年度で任期満了となります地域おこし協力隊のうち5名の方が共同で町内で飲食店を起業するというので、余市町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱に基づきまして1人当たり100万円を上限に補助を行う予算を計上させていただいたものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○2番（尾森加奈恵君） まず、ふるさと納税取扱業務委託料の2億5,000万円ですけれども、これについては寄附額が予想以上に伸びていて年度末までに20億円を超える見込みということなのですけれども、昨年、令和6年度ですと委託料が7億円ほどだったと思うのです。それに比べると、9月にも補正されていて今年度の現時点でのふるさと納税取扱業務委託料は総額11億円ほどになると思うのですけれども、昨年だとふるさと納税の額は15億5,000万円ほどだったと思うのですけれども、その倍くらいになる見込みということで考えられているのか、そして委託先は以前お伺いしたときはシフトプラスという会社に一括でお願いしてお支払いしているということでしたが、そのような認識でよいのかを確認させていただきたいです。

そして、地域おこし協力隊起業等支援補助金については、任期満了になる協力隊5名に1人当たり100万円、飲食店を起業されるということで支給するというものなのですけれども、地域おこし協力隊の方、この町内で起業する場合全て100万円支

給されているのかお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。

今回補正させていただいた金額につきましては、今回受入れが25億円程度まで可能なような形で補正予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、委託料の件なのですけれども、メインはふるさと納税取扱いに関してシフトプラスというところにお支払いしているのですけれども、そのほかにも各ポータルサイトにも委託料ということでお支払いがございました。

次に、地域おこし協力隊に関してですが、過去同様の補助金支出した事例がございまして、いずれも各隊員に対して100万円ずつお支払いしているところでございます。

○14番（大物 翔君） 確認兼ねての話だったのですけれども、あと20日と少々で今年が終わります。ただいま年末でございます。国においては、まだ補正予算の議論が始まったばかりということもあって、どうしてもこういう形の補正予算書を出してこざるを得なかったのだらうなということでは推察いたします。しかしながら、今年最後の定例会が今日から3日間あるわけですけれども、地域の方が恐らく一番求めているものというのは物価高対策だと思うのです。ただ、残念ながら、では国の動きがはっきりするまでの間にうちの町が独自で何かするというわけでも、この予算書上は読み取ることができないと。恐らく流れとしては国のほうの決定があつて交付額が示されていく中で、実際の準備は多分内々されているのかなとは思うのですけれども、そうなってきますと重要なのはここに載せることができなかつた各種項目、検討中のものを含めて、というのは一体いつ頃になったら我々に示していただけるのだろうか。今日この場で決めることはできなくても先の見通しはこうなのだ、そしてこれを委員会なり協議会

なりに落としていってやっていくのだというアナウンスが可能なのであれば、まだ留飲は下がると思うのです。これだけで見ていると、えっというふうに地域の方誤解してしまうと思うのですが、その辺りの見通しとなぜこういう形の補正予算書にならざるを得なかつたのかということところを1個ご説明願いたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○9番（土屋美奈子君） 現在の議題の議案の範疇からちょっとそれていると思います。

○議長（藤野博三君） 今9番、土屋議員から議事進行発言ありました。今国で補正予算組んでいる最中でありますので、担当課としては答弁できる範囲で答弁していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○財政課長（高田幸樹君） 14番、大物議員からのご質問に財政課から答弁させていただきたく存じます。

今回の補正計上について、国の経済対策が載っていないという部分のご質問かと思えます。ご存じのとおり、議員もおっしゃっていましたが、国会では今現在経済対策の補正予算、国の補正予算を議論している最中でございます。その結論が出ましたら、各自治体には交付限度額が示されるというふうに私どもでは考えております。それをもちまして町民の皆様、さらに議員の皆様にもご提案さしあげる形になろうかと思えますけれども、現在余市町におきましては事前にいただいている事務連絡等をもちましてある程度どういった事業がいいのかというのを今進めている最中でございます。どの事業が選定されるかは、これからになりますので、今現在どういったものがありますというようなお話はできませんけれども、国の限度額が示されてからしかるべき時期にご提案申し上げる次第になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 8ページ、

3款6目19節の扶助費の補正額1億2,900万円、これ先ほどの説明でサービスが増えたというふうに私は取ったのですが、どのようなサービスが増えたのかというのをお聞きしたいです。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の補正につきましては、障害福祉サービス給付費の利用人数増による補正ということでサービスが増えたというわけではございませんので、あくまでも今回の補正予算の提案につきましては利用人数の増ということで捉えていただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 私の聞き違いでしたので、失礼しました。

利用人数増えたというのは、何人ぐらい増えてこの額になったのでしょうか。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

利用人数増といいますか、数字等は押さえておりませんが、令和6年度と比べますと実際今執行が6割を執行してございますので、年度末までいきますと予算が不足するという状況ですので、今回補正で提案させていただいたところでございます。

○16番（寺田 進君） 私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

8款土木費、2目の冬期除雪対策費、これの会計年度任用職員報酬と時間外勤務手当の件で、当然当初の予算にはなかったもので、補正を組んでいらっしゃる。この当初組まないで今補正を組んだ理由とございますか、それが1点と、10款教育費の需用費の中の燃料費、光熱水費、これ小中学校ともほかの施設とは異常に多い補正になったような気がする、これの要因をお知らせください。

○建設課長（井上健男君） 16番、寺田議員からのご質問に答弁いたします。

冬期除雪対策費の人員費の補正についてのご質問でございます。こちらにつきましては、毎年冬期の降雪状況等がございます。そちらに合わせた中で必要な時間数の見通しを立てて補正計上させていただいているものでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○学校教育課長（本間憲明君） 16番、寺田議員のご質問に答弁申し上げます。

町内小中学校、小学校4校、中学校3校ございます。それで、光熱水費ということで燃料代、電気代ということの部分になってございますけれども、燃料の単価の高騰でありますとか、電気代の部分も上昇しているところでございまして、当初予算から差し引いて年度末までの見直し立てたところでやはり高騰分影響しまして不足するというところで今回このような額になってございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○16番（寺田 進君） まず、すみません、土木費の会計年度任用職員と時間外手当、これ毎年状況に合わせて補正を組むとおっしゃってまいりました。私の認識として、補正予算というのは国等が新たな事業を始めたり、災害が発生するとか、要するに当初予算では想定できなかったものを補正として組むという私の認識なのです。過去3年間、私も調べさせていただきました。今課長がおっしゃったように、ほとんど毎年過去3年間はこういう形で時間外と会計年度任用職員というのがずっと大体同じ金額で、任用職員の報酬180万円から200万円、時間外も190万円から200万円ぐらいで推移しています。これは、過去の2年、3年こういう形で出ているのであれば、当初の予算で計上、雪が降らないということはありませんし、余市ですから、そういう形で当初予算でもともと予算として組んでいたほうがやりやすいような気がするのですけれども、あえて補正としてそこを努力してこうしたいと思ってやっているのですよというのなら別ですけども、ほとんどここ

3年間は同じ金額で推移しているというのであれば、当初予算で組んだほうがいいのではないかと、そういう感じはするのですけれども、見解伺いたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 16番、寺田議員からの再度のご質問に財政課から答弁させていただきたいと存じます。

8款2項2目冬期除雪対策費の会計年度任用職員に係る部分でございます。こちらの部分につきましては、まず当初予算で計上すべきではないかというご指摘でございますが、会計年度任用職員につきましては基本的には1年交代で、1年の任用期間になっております。ですので、人が替わるという場合もありますし、当然来年度の予算、次の年の年度の予算になりますから、今いる現員の人数で一定程度予測を基に予算計上を提案させていただくこととなりますけれども、この冬の時期の冬期除雪対策費につきましては会計年度の方の部分の割増し部分も含まれております。ですので、そういった部分につきまして先ほど井上課長が申し上げましたとおり冬期除雪の時間数の見込みですとか、そういった部分も考慮しましてこの時期にご提案させていただいているのが通例の扱いになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○16番（寺田 進君） 今高田課長から答弁いただきました。全くそのとおりでとは思いますが、ただし、町として全体的な予算をどれだけ確保しようかとしたときにやっぱりある程度当初予算でも、全て補正だけで冬期除雪費のこの辺を補うということでもないような、これはどっちになるかという状況になると思うのですけれども、ある程度そうなると会計年度任用職員ではなくて正規の職員を雇用するとか、これはまた別の次元になるでしょうけれども、そういったことも考えていったほうがいいかなというような気もしますので、その辺よろしく、今の答弁で大体のこと分かりま

したので、よしとしましょう。

それと、先ほどの学校教育費の水道光熱費、これ町のほかの施設それほど補正していないのです。学校のこの部分だけが多かった、小中学校が多かったものですから、あえて伺いました。予算の組み立て方とか、いろいろなことがあってこうなったのだらうとは思いますが、その辺のことの中学校、小学校がほかの施設とここが違うのですよということで、予算組むときに違ったのだよというのが分かれば納得できる数字だと思うのですけれども、今後とも我々の範疇の中で分かりやすいことでやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修に係る必要経費につきまして補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億541万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理

費、補正額241万5,000円、12節委託料241万5,000円につきましては、介護保険システム改修委託料の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。上段をご覧ください。2、歳入、3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険事業費国庫補助金、補正額120万7,000円、1節介護保険事業費国庫補助金120万7,000円につきましては、介護保険事業費国庫補助金の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額120万8,000円、1節繰越金120万8,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 2ページ、3、歳出、1目一般管理費の介護保険システム改修委託料あるのですけれども、このシステム改修というのはどのようなものをどのようなものに改修する内容なのでしょうか、お答えください。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁させていただきます。

このたび補正計上させていただきましたシステム改修の中身ということでございますが、このシステムについては介護保険事業を行う上で主に国保中央会、さらには事業者との連携に伴う作業をしているシステムでございまして、提案理由でご説明させていただきましたが、令和7年度の税制改正ということで、具体的には給与所得控除の最低保障額の引上げに伴うシステム改修ということで、この部分については令和8年4月施行分ということでこの段階から準備を進めるものでござい

ますので、ご理解願いたいと存じます。

(「議事進行」の声あり)

○13番(ジャストミートあたる君) 全然聞こえなかったです。もごもごして全然聞こえないので、もうちょっとはっきりとお願いします。

○議長(藤野博三君) 枝村保険課長に申し上げます。

聞き取れなかったところもあるようですので、申し訳ないですけれども、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○保険課長(枝村 潤君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきます。

再度ご説明させていただきますが、このたびのシステム改修につきましては介護保険事業の運営に当たりまして国保中央会だとか事業者との連携をしているシステムの部分の改修ということで、具体的に中身という部分は令和7年度の税制改正の対応として給与所得控除の最低保障額の引上げという部分でのシステム改修ということになってございます。この部分については、令和8年4月施行ということで予定されておりますので、この段階で準備を進めるものでございます。ご理解願います。

○議長(藤野博三君) ジャストミートあたる議員に申し上げます。

今を1回目の質疑とさせていただきますので、2回目の質疑をしてください。

○13番(ジャストミートあたる君) このシステム改修の会社名というのは、言えますでしょうか。

○保険課長(枝村 潤君) 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

会社名という部分では、本日ご提案させていただきました補正予算議決いただいた後に、その後指名委員会にて指名先を決める形となりますので、この段階では業者名という部分ではお答えす

ることはできないものと考えます。

○13番(ジャストミートあたる君) ということは、このシステム改修というのは以前はやったことがない改修なのでしょうか、それともまだ通っていないので、決まっていないのでということで、やるところはこれから入札で決めるのでしょうか、まだ全然決まっていない段階なのでしょうか。

○保険課長(枝村 潤君) 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、この後議決いただいた後に指名委員会等を経て取扱業者という部分と契約事務を進める形となりますので、ご理解願います。

(「議事進行」の声あり)

○13番(ジャストミートあたる君) 過去に例があるかという点は、答えられていないと思います。

○議長(藤野博三君) 枝村課長に申し上げます。その点だけ答弁お願いいたします。

○保険課長(枝村 潤君) 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問です。答弁漏れございまして、申し訳ございません。

過去に例があるかという部分では、先ほど提案理由でもご説明差し上げたとおり令和7年度の改正によるものでございますので、例はないものと考えております。

○議長(藤野博三君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第11、議案第3号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(枝村 潤君) ただいま上程されました議案第3号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、令和8年度より医療保険の保険料と併せて拠出する子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合との保険料情報の連携に係るシステム改修経費の補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、国庫補助金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ3億8,740万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額135万3,000円、12節委託料135万3,000円につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。上段をご覧ください。2、歳入、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額135万3,000円、1節子ども・子育て支援事業費補助金135万3,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の補正計上でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 2ページなのですが、入りが子ども・子育て支援事業補助金で、出が後期高齢者医療システム改修委託料、これ関連性お聞きしたいのですが、ここちょっと分からないもので、子ども・子育てなのに後期高齢者というのがどうやってリンクするのか分からないので、ご説明いただきたい。

○保険課長(枝村 潤君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきます。

このたび提案させていただいたシステム改修に関わる財源として子ども・子育て支援事業費補助金ということでございまして、先ほど提案説明で

もさせていただきましたが、この後令和8年度からの部分でございますが、子ども・子育て支援金制度という制度が創設される見込みでございます。そういった部分でその財源を子ども・子育て支援金制度の補助金に求めている部分でございますので、そのシステム改修の内容につきましても今申し上げました8年度創設される子ども・子育て支援金制度を目的としたシステム改修ということになっていきますので、ご理解願います。

○13番（ジャストミートあたる君） 名前が子ども・子育て支援補助金なのに後期高齢者医療になるのが僕ちょっと解せぬわけです。子ども・子育て関係ありますか、お願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

先ほどから申し上げている子ども・子育て支援金制度の部分については、後期高齢者医療の被保険者からも徴収する仕組みとなっております。そのシステム改修に当たって、国のほうで子ども・子育て支援事業費という補助金のメニューがございますので、そこの名称になっている部分でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 後期高齢者医療特別会計、やっぱり名前が子ども・子育てというところが新しくできるのに後期高齢者というのが納得いかないというか、分からないのです、これ。新しくできるものなので、運用に関してはこれからだと思うのですが、何で子ども・子育て支援事業なのか分からないのですけれども、もうちょっと詳しくお願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

繰り返しになるかもしれませんが、令和8年度から行われる子ども・子育て支援金制度という部分では、後期高齢者医療、今回補正提案させてい

ただいていますが、国民健康保険、さらには全ての健康保険の被保険者から徴収する仕組みとなっている部分は常任委員会でもちょっとご説明させていただいているのですけれども、そういう仕組みとなっておりますので、たまたまこのたびシステムが改修必要になった部分は後期高齢者医療におけるシステム改修ということでご提案させていただいたものでございます。

○6番（庄 巖龍君） ただいまの同じ子育ての関係でお聞きしたいのですけれども、これは国のほうで国全体で社会を支えていこうと、将来的に国を支えていく子供たちを支えていこうということで、その比例分担という形で後期高齢者の方々も含めて国全体として将来のある子供たちを育てていこうという趣旨で設立されて、後期高齢者のやつがこちらのほうは国のほうからこういうような形でやりましょうというふうに理解はしているのです。そのことでよろしかったでしょうか、確認でございます。

○保険課長（枝村 潤君） 6番、庄議員からのご質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、このたび子ども・子育てのためにということで全保険者からその支援金というものを徴収して、主なものとしては児童手当ですとか、そういった部分に充当していくというような仕組みでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、これより起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第12、議案第4号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(後藤将人君) ただいま上程されました議案第4号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、水道事業費用、営業費用並びに資本的支出、建設改良費の各目人件費につきまして人事異動等に伴う増減を整理し、本年度の執行状況等を踏まえ、必要額を補正いたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億7,157万7,000円、補正予定額373万2,000円、計7億7,530万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億9,134万7,000円、補正予定額373万2,000円、計6億9,507万9,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億5,919万5,000円」を「3億5,963万7,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億4,539万6,000円」を「1億4,583万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額9億4,649万2,000円、補正予定額44万2,000円、計9億4,693万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額6億5,162万8,000円、補正予定額44万2,000円、計6億5,207万円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億1,010万9,000円」を「1億1,428万3,000円」に改める。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和7年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額373万2,000円、1項営業費用、補正額373万2,000円、1目原水及び浄水費、補正額55万5,000円、2目配水及び給水費、補正額21万7,000円及び3目総係費、補正額296万円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額44万2,000円、1項建設改良費、補正額44万2,000円、2目配水設備

改良費、補正額44万2,000円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第13、議案第5号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第5号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案

理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、下水道事業費用、営業費用並びに資本的支出、建設改良費の各目人件費につきまして人事異動等に伴う増減を整理し、本年度の執行状況等を踏まえ、必要額を補正いたすものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度余市町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款下水道事業費用、既決予定額9億4,121万1,000円、補正予定額869万8,000円の減、計9億3,251万3,000円。

第1項営業費用、既決予定額8億6,764万9,000円、補正予定額869万8,000円の減、計8億5,895万1,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億2,843万9,000円」を「4億2,763万7,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2億9,870万6,000円」を「2億9,790万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額14億1,225万7,000円、補正予定額80万2,000円の減、計14億1,145万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額8億2,663万3,000円、補正予定額80万2,000円の減、計8億2,583万1,000円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「5,946万2,000円」を「4,996万2,000円」に改める。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和7年度余市町下水道事業会計予算実

施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和7年度余市町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業費用、補正額869万8,000円の減、1項営業費用、補正額869万8,000円の減、1目管渠費、補正額10万円、2目ポンプ場費、補正額211万円及び3目処理場費、補正額36万2,000円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

4目総係費、補正額1,127万円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額80万2,000円の減、1項建設改良費、補正額80万2,000円の減、1目管渠建設改良費、補正額80万2,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和7年度余市町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、中井議員は体調不良のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 日程第14、一般質問を行います。

なお、発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和7年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、小中学生のスポーツ・文化活動遠征費等支援について。小中学生のスポーツ、文化活動においては、大会や発表会、練習試合、合宿などで町外へ移動する機会が多く、保護者の負担が大きくなっています。本町においても子供たちの活動機会を確保する観点から、遠征費等に対する支援の充実が求められています。以下、お伺いします。

1、小中学生のスポーツ、文化活動に係る遠征費等の支援の現状についてお伺いします。

2、経済状況に左右されることなく全ての児童生徒が平等にスポーツ、文化活動へ参加できるようにするため遠征費等の支援は重要であると考えますが、見解をお伺いします。

3、小中学生のスポーツ、文化活動における遠征費等の支援を今後充実させる考えがあるのかお伺いします。

件名2、高校通学に係る通学費補助について。通学費の支援については、令和7年3月定例会のよいち未来代表質問において町長から現時点では地域外への通学者に対する支援を行う考えはありませんとの答弁をいただきました。しかしながら、現在本町から町外の高校に通う家庭の交通費負担は大きく、物価高騰や世帯収入の不安定化が続く中で交通費が進学の選択肢に影響を及ぼす可能性も懸念されています。また、近隣自治体では、高校生の通学費補助や通学定期券の一部助成を実施している例も見られます。本町としても町外の高校に通う生徒を含めた通学実態を適切に把握し、必要な支援の在り方を検討することが求められていると考えます。以下、お伺いします。

1、余市町の中学校卒業生のうち町外の高校に進学する割合をどのように把握しているのかお伺いします。

2、近隣自治体における高校生の通学費補助制度についてどの程度調査し、把握されているのかお伺いします。

3、現時点で通学費補助制度の導入に向けた調査や検討を進める考えはあるのかお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の高校通学に係る通学費補助に関する質問に答弁します。

2点目と3点目の質問は、関連がありますので、一括して答弁します。通学費補助に係る調査及び検討状況についてですが、現在町外の高校に通う生徒に対する補助制度の実施については検討しておらず、調査を行う考えはありません。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の小中学生のスポーツ、文化活動への支援に関するご質問に答弁申し上げます。

ご質問の1点目の遠征費などの支援の現状についてですが、スポーツ少年団に所属する小学校児童につきましては各団体に対し在籍者数などに応じて補助金を支出しており、中学校部活動に所属する生徒につきましては中学校体育連盟、文化連盟が主催となる大会に参加する際の移動などに係る必要な経費について負担金を支出しております。また、高体連や中体連以外の各種スポーツ活動につきましても予選大会を勝ち上がり、上位の全道大会などの大会に参加する個人、団体に対しては体育振興奨励事業報償金を交付要綱に基づき交付いたしております。

2点目のスポーツ、文化活動への支援につきましては、経済的な理由により活動機会が制限されることは望ましくないものと考えております。スポーツ、文化活動は、豊かな人間性を育むなど児童生徒の成長に重要であり、平等に参加の機会を確保することは必要であると認識しております。

3点目の小中学生のスポーツ、文化活動における今後の支援の充実につきましては、国及び道の動向を注視し、必要な支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、高校通学に係る通学費補助に関する1点目のご質問に答弁申し上げます。町内の中学校を令和6年度に卒業した生徒の進路につきましては、111人中93名、約84%の生徒が町外の高校へ進学をしている状況となっております。

○2番（尾森加奈恵君） 答弁いただきましたが、まず件名1の小中学生のスポーツ、文化活動遠征費等支援についての再質問から始めさせていただきたいと思います。

1点目の支援の現状についてですが、スポーツ

少年団などには補助金を出している、そして部活動ですとか文化活動にもこちらは補助金を出しているということなのですけれども、そしてそれ以外の活動では予選を勝ち抜いた全道大会ですとか全国大会に行く個人や団体には余市町体育振興奨励事業報償金で対応しているということでした。この余市町体育振興奨励事業報償金ですけれども、ここ数年の利用件数、利用実績についてまずはお伺いしたいというのと、あとは文化活動についてなのですけれども、具体的な事例をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、余市町体育振興奨励事業についてでございます。令和5年度と6年度の実績について答弁をさせていただきます。まず、令和5年度につきましては、合計5つの大会について支出をしております。支出先につきましては、余市ジャンプ少年団に合計11万円、余市卓球協会に2万円ということでございます。すみません。5つの大会と言いましたが、ジャンプ少年団が4件、卓球協会が1件ということでございます。

続きまして、令和6年についてでございます。令和6年度についても5件の支出をしております。スキー少年団3件、あとはアルペンスキーなのですが、個人参加ということで2件支出をさせていただいております。合計9万円ということで支出をしております。

あとは、文化連盟等々のお話でございますが、これは中体連、中学校の部活動に限った支出でございます。中学校の文化連盟が主催となる大会ということで、吹奏楽部が後志大会に参加するときの移動費等の必要な経費ということで支出をさせていただいているところでございます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきました。余市町体育振興奨励事業報償金については、令和5年度は合計5件、令和6年度も合計5

件ということで、そして11万円と9万円の支出ということでした。文化連盟の補助については、中学校の部活動に限ったもので、吹奏楽部の後志大会の移動費などに使用されたということで承知しましたが、余市町体育振興奨励事業報償金なのですが、ここ数年の予算を見ると50万円ですけれども、ここ数年は推移しているなと思いつつも予算計上されていまして、そして決算のほうを見ると50万円以下ですけれども、この報償金の要件に当てはまる全ての個人と団体に申請いただいているとの認識でよいのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

実態として、予算額50万円ということですが、これについては申請を受けて支出するというので、私どもの規定に基づいたそういう大会に全て支出しているかということについては詳細については把握しておりません。

○2番（尾森加奈恵君） 申請を受けて支出しているの、詳細については把握されていないということなのですが、私自身この余市町体育振興奨励事業報償金の情報を調べてみたのですが、インターネット上には詳しい情報が載っていない、インターネット上ではちょっと探せないような状態だったのです。この報償金の名前自体は出てはきたり、知っている人もいますけれども、保護者などもこの報償金があることは知っているけれども、詳しい内容が分からない、申請の内容、要件などが分からないというような声を聞き、そして私も調べましたけれども、なかなか情報をつかむことができなかったのです。この報償金もっと活用していただくとよいのかなと思うのですが、他の自治体の情報をいろいろ調べてみると、このような報償金などの支援に関する情報をホームページなどで詳しく紹介している自治体もありますけれども、インターネット

上で情報公開しない理由などがあるのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

周知につきましては、体育連盟やスポーツ少年団を通じて周知をさせていただいているところですが、ただいまご指摘を受けましたが、意図的なものはございません。そういうことで体育連盟、スポーツ少年団に周知をしているというのが実態でございます。

○2番（尾森加奈恵君） 意図的なものではなく、体育連盟ですとかスポーツ少年団を通して周知をされているということで承知しました。ただ、より分かりやすく、利用しやすくしていただければということでお伝えして、次に2点目の経済状況に左右されることなく全ての児童生徒が平等にスポーツ、文化活動へ参加できるようにするための支援の重要性についての再質問に移らせていただきます。

こちらは、答弁いただきましたけれども、スポーツ、文化活動は児童生徒にとっても重要であるという認識をされているということなのですけれども、今その支援があまり手厚くないと感じている保護者も多いようですし、予選を勝ち抜いて大会に出場できる機会を得た児童生徒が交通費ですとか宿泊費の負担が重いことから出場を辞退するという事例もあるようなのですけれども、そのような声は届いているのか、また本町の未来を担う子供たちの成長ですとか可能性を狭めないためにどのような取組をされているのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

スポーツや文化活動につきましては、ただいま議員からご指摘も受けたとおりでございまして、私どもも重要性は認識をしているところでございます。そういった中で中体連への補助、あとスポーツ少年団に加盟している団体等々に補助金の支

出をしているところでございます。そういった中では、保護者の方の負担軽減ということで、私どももそういった目的もあって補助をさせていただいているところでございます。正直申し上げまして、団体等から全道大会に出る際にこれ以上補助金はないのといったご意見をいただいているのは事実でございます。そういった中で今現状の制度のお話をした中でご理解をいただいているところでございます。

○2番（尾森加奈恵君） これ以上補助金はないのかというようなご意見はいただいているということなのですけれども、保護者自体の負担というのはもちろん補助、金銭的な補助もあるのですけれども、送迎などを含めた時間的な負担、こういうものも含まれてくると思うのです。保護者が例えば送迎できないから、スポーツ活動や文化活動ができない、制限されるというものもあると思うのですが、そのような保護者の負担がどの程度なのかですとか、保護者が求めている支援はどのようなものかというのは把握されているのかお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

遠征費以外にそういった移動に伴う負担ということでご質問をいただきました。現在少子化が進み、スポーツ少年団、あと部活動もそうなのですが、他の自治体にまたがって組織をされるということである意味広域化が進んでいる状況にございます。そういった中でそういった移動が負担になるということは、私どもの町のみならず全国的な傾向としてそういった負担感を持たれている方が多いというのも理解をしているところでございます。現在国においては、地域部活動、さらにはそういった少子化の中で子供たちにスポーツの機会を与えるということでいろいろ検討されておりますので、先ほどの答弁でも申し上げましたが、国、道の動向を注視して必要な支援について検討して

まいりたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 移動などが少し負担になっているというのは、感じられているということだと思っております。子供たちの部活動が広域的になっているということで、どうしても移動などの負担が増えているけれども、国ですとか道の動きを見て今後検討していかれるということで承知いたしました。ぜひ実態把握に努めていただきたいということをお伝えしまして、3点目の質問に移らせていただきます。

今後小中学生のスポーツですとか文化活動における遠征費等の支援を充実させていく考えがあるのかということで、答弁としては国、道の動向を注視して検討されるということなのですけれども、様々な地域の文化活動の支援なども確認してみたのですけれども、例えば小樽市では文化芸術大会出場奨励金によりまして小中高校生が全国大会などへ出場する際の奨励金が交付されていますし、仁木町では文化・スポーツ大会参加助成金というものもあります。また、スポーツの支援というのは様々ありますけれども、現在合宿費ですとか遠征費を助成する制度なども整備されている町もあるのです。先ほど教育長も答弁されていましたが、部活動の地域移行ですとか、あとは様々な子供たちを何とか少子化の中スポーツ活動をさせ、ぜひ体験していただきたいということで民間の主催の大会なども増えていまして、子供たちを取り巻くスポーツの環境というのはとても大きく変化していると思っております。例えば10年前、20年前と比較すると随分変化していると思っております。その変化によって保護者の負担が増えて、そして子供たちの機会の格差が拡大されるということも懸念されているのですけれども、今後やはりスポーツ活動ですとか文化活動ともに支援を充実させていくことが必要ではと考えますけれども、再度見解をお伺いします。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度

のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいま他の自治体の事例等々についてもご提言をいただきました。まさにスポーツ、文化活動の裾野が広がっているということは、私も理解をしているところでございます。ただ、子育て世帯への支援ということになりますと、私ども教育委員会としては支援が必要な世帯の方にはそういうスポーツ、文化活動に特化した補助ではありませんが、一定程度の支援をさせていただいておりますし、ちょっと話が大きくなるのですが、子育て支援ということになれば、今町長が力を入れております給食費無償化、あとは医療費無償化、これによって相当子育て世帯の負担は軽減しているのかなと理解をしております。だから、やらなくてもいいということではございませんが、あまり助成をすると逆に格差が生まれるのかなと。スポーツ、文化活動をしない子供たちもいますので、そういったことも踏まえてバランスの取れた支援ということをやる検討してまいりたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長おっしゃったように、余市町は子育て支援ということで給食費の無償化ですとか、医療費を無償化したりですとか、全体的な保護者の負担の軽減というのも取り組まれているなどというのは感じております。そして、逆に格差が生まれてしまうということも確かにあります。では、スポーツ活動も文化活動もしない子供たちは、支援がないというようなこととなりますので、逆の意味で格差が生まれるという、その可能性はもちろんあると思っております。なので、公平性の確保を考えると難しい部分というのはたくさんあるかなとは思っておりますけれども、本町の未来を担う子供たちの成長ですとか可能性が広がるような取組を進めていただくことを期待しまして、この質問について再質問は終わらせていただきます。

では、2件目の通学費補助について再質問させ

ていただきます。まず、1点目の余市町の中学校卒業生のうち町外の高校に進学する割合をどのように把握しているのかという、こちらの答弁ですけれども、111人中93人、84%が町外の高校に通われているということで答弁いただいたのですけれども、そしてこれを受けてなのですけれども、町長の考えを一度確認させていただきたいのですが、3月の代表質問では通学費補助を検討しない理由として、本町には高校が2校あることから、町内の学生が地元の高校に通いやすいよう通学手段の確保も含め、地域内バス路線である余市循環線の運行事業者に対する支援を行っているとの答弁をいただきました。この答弁から私感じたことなのですが、町長としては余市町の子供たち全てが余市町内の高校に通うことが最善だと考えているのか、ここを確認させていただきたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町の子供たちが全員余市に通えばいいのかと、そういう単純な話であるわけがないわけであって、別に町外に通いたい生徒がいれば、そちらに通うのは当然の話であるわけです。ただ、私としては、余市紅志高校を2クラス残してくれという要望を受けており、そのために自治体の首長たちがみんな集まって余市紅志高校の魅力化のプロジェクト、毎年そういう会議をやっているわけです。それに加えて、余市の町内には高校があるわけです。尾森議員おっしゃっている通学費補助制度をやっている自治体は、地元には高校のない自治体ですから、そこは代表質問以外にもこれまで別の議員からも質問を受けたことがありますけれども、アクセルとブレーキ同時に踏むようなものです。それは、一体何をしたいのだというようなことにもなりかねないので、公式に余市紅志高校の2クラス維持の要望を受けていて、実際に首長の会議をやっているわけなので、まさにそれを減らすような逆の政策をやるのは相反する政策になっ

てしまうので、今余市に高校がある以上はほかの自治体へ流出するような交通費補助は考えていないということであって、全員がここに通えばいいという趣旨ではもちろんありません。

○2番（尾森加奈恵君） 余市紅志高校の2クラス維持するという現在取組をしているので、それをしながら町外に通う通学費の補助をするとアクセルとブレーキ両方を踏むようなことになるので、現在はしていないということと、そして通学費の補助をしているのは地元には高校がない地域であるという今答弁いただいたのですけれども、では町内の高校に通う生徒を増やすという活動を恐らくされているのだと思いますけれども、余市紅志高校のクラスを2クラス維持する活動、取組というのはどのようなことをされているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

高校の魅力化プロジェクトというので、私の政策の範囲外の話ですから、余市紅志高校がやることなので、私の知っている範囲でしか答えられませんけれども、私の政策ではないから、毎年各首長が集まって紅志高校に生徒が行ってくれるように校長先生がイニシアチブを取って、総合学科の高校なので、ありとあらゆることができるわけです。基本的に国際部門もそうだし、園芸部門もそうだし、そういう総合的なことができるわけです。なので、総合科としてのメリットを生かしてどうやったら魅力的な高校づくりができるか、これはもちろん私がやるべきことではなくて高校がやるべきことなので、首長たちの意見も聞きながらやっているというのを毎年、詳しくはそっちに聞いてほしいのですけれども、私は全て把握しているわけではないので、ということで道立高校だから道がイニシアチブを取りながら、繰り返しになりますけれども、総合高校としての特色を生かした魅力的な高校づくり、例えば社会と関わりを持つ

ように商品開発をしてみたりですとか、あとは国際的な環境が近くにニセコとかあるわけだから、そういうところにインターンするとか、いろいろなことやっているというふうに把握していますけれども、そのようなことをやっているというふうには把握しています。

○2番（尾森加奈恵君） 魅力化プロジェクトというものを行って総合学科としてのメリットなどを広げていくような取組をされているということなのですが、例えば寿都町は寿都高校があります。その寿都高校を町が支援して連携しているのです。どんな支援かという、バスの定期代の補助、あとスクールバスの運行、そして入学者に10万円進呈する、これ町がお金を出しているのです。町が協力して生徒を確保する取組をしているのです。なので、町が協力する方法はたくさんあると思うのです。もし本当に紅志高校の2クラス維持してたくさん地域の外からも生徒を集めたいのであれば、もっとたくさん支援というのはできると思うのです。なので、ぜひ町内の学校の魅力をもっと向上させる取組も進めていただきたいなと思います。

そして、では3点目の質問について移らせていただくのですが、1点、2点目、こちら同じ答弁いただいていたので、通学費補助制度については検討されないということではありますけれども、確かに他の自治体の通学費の補助を確認すると一般財源で対応しているところが多いですし、あとは仁木町ですとか、例えば古平町は高校がなくなったということで、もともとは道の補助の制度を使っていたものをそのまま移行されて現在は町がお金を出しているというようなものになっていると思うのです。ただ、古平町においては、バスなどの運賃が値上げされたことで補助の金額も上げるといって対応しているのです。それだけ補助が必要であり、交通費というのが保護者の負担になっているから、そのような対応を

されているのだと思うのです。先ほど一番初めの答弁で84%の生徒が町外の高校に通われているということなのですが、保護者から通学費の補助をしてほしいですとか、そのような声は届いているのかお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

こちら教育委員会以外の部分ですけれども、全体としてこちらのほうに特に声は聞いていないです。道立高校の話だから、町というようなこともないのかもしれないですけれども、町側の部門についてはそういう話は聞いていません。

○2番（尾森加奈恵君） 特に保護者から通学費の補助が欲しいですとか、それが負担になっているという声は聞いていないということで承知しました。

齊藤町長は、切れ目のない子育て支援の実現に向けて、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、給食費ですとか医療費無償化して、保育料も無償化して、そして待機児童の解消に向けた町営保育所の運営方法の見直しなどにも取り組まれて町民のために多くの施策を進めてこられたと思っています。子供の成長というのは時間がかかって、成長段階に応じて必要となる支援も変化していくものだと思います。なので、対応するのは、本当に大変なものだと思いますけれども、齊藤町長なら今まで実現できなかったことも実現してくれるのではないかと町民からの期待の声があるということもお伝えさせていただき、私からの質問は終わりたいと思いますが、町長から最後に一言お願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

子育て支援、何で重要かという、やはり少子高齢化が進んできており、人口の話ここでもあれですけれども、年間360人ぐらい亡くなって、生まれる子供が今現在で70人なわけです。す

なわち毎年中学校1校分が消えているわけです、人口。生まれるのが大体2クラスぐらい維持できるぐらいの子供たちしか生まれていない、こういう中でももちろん高齢者の割合、余市で40%ぐらいですけれども、誰がその高齢者を今後支えていくかと思ったら、若い世代なわけです。今1.5人で1人を背負っている状況ですけれども、そのうち1人で2人高齢者を支えなければいけないという時代になるかもしれない、そういう中でももちろん子育て世代、若い世代に手厚くすることによって社会全体の安定につながるわけです。そういう考えもあって子育て、そして若者に対して手厚く、もちろん高齢者をないがしろにしてというわけではないですけれども、手厚くしているわけです。そういう中でももちろん切れ目のない、要は不妊治療から和痛分娩、無痛分娩やっているから、生まれる前から高校卒業まで切れ目のない子育て支援をしているのはそういう根底の思想もあってなのですが、もちろん若い世代というのは非常に重要な世代でありますから、彼らの負担をできる限り軽減するようなことは引き続きやっていきますし、教育長からも答弁しましたけれども、給食費とか医療費の無償化によって事実上の手取りが増えたりもしますので、そのような負担のない、そして若者が生き生きと暮らせるような社会、そして子育てが安心してできるような社会をつくるというのは引き続きやっていきたいというふうには思っています。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号4番、佐藤議員の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和7年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告しておりました質問をいたします。

件名、小中学校児童生徒の読解力向上策と、情報化社会に対応した教育行政の情報発信体制の強

化について。国際的、国内的な学力調査で指摘される小中学校児童生徒の読解力低下は、全教科の学習基盤であり、情報化社会を生き抜くための核心的な能力に関わる喫緊の課題と考えます。余市町教育委員会として読解力低下への現状認識、学校現場での具体的な強化策、そして保護者を教育パートナーとして位置づけた協働体制の構築について質問します。

さらに、これらの教育施策の実効性を高め、保護者、町民への迅速かつ一元的な情報提供を可能とするため、教育委員会専用ホームページ制作の必要性を提言し、その具体的な活用方針と体制整備の展望を伺います。

1、読解力の現状把握と学校における指導体制の強化について。

(1)、町独自の調査結果を含む児童生徒の読解力、記述式問題の現状分析と余市町教育委員会が課題として認識している分野について。

(2)、読解力向上を全教科横断的な課題と捉え、学校側に対してどのような意識啓発と指導力向上のための提言を実施しているか。

2、家庭、地域との協働と情報発信基盤の整備について。

(1)、読解力向上に取り組むに当たり、保護者を教育パートナーとして位置づける基本的な考え方と家庭で実践できる言語活動促進のための具体的な啓発資料の提供状況。

(2)、保護者や町民への情報提供の即時性と利便性向上のため、教育委員会専用ホームページ制作の必要性をどのように認識しているか。

(3)、学校給食、アレルギー対応情報、教育行政の透明性を高める情報及び家庭学習支援ノウハウの具体的な発信状況。

(4)、ホームページ制作、運用に係る予算措置と学校現場の負担増を避けるための体制構築の見通しは。

以上1件の質問、答弁よろしくお願ひいたします

す。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の1点目、小中学校児童生徒の読解力向上策に関するご質問に答弁申し上げます。

本町における児童生徒の学力につきましては、全国学力・学習状況調査等の結果を基に学校や後志教育局の指導主事による分析や意見を踏まえ、課題などの把握に努めているところでございます。ご質問の児童生徒の読解力と記述式問題につきましては、今年度実施された全国学力・学習状況調査の国語の結果では小中学校ともに読解力に関する領域が全道平均を下回る結果となっているものの、記述式問題につきましては全道を上回る結果となっております。また、課題につきましては、読解力の領域が全道平均を下回る結果となっていることから、正答率を上げるよう現在の取組を継続、強化してまいりたいと考えております。

次に、読解力向上についての学校に対する提言についてでございますが、本町では国語における書く力、読む力が向上することにより全ての教科の学力向上につながるものと捉え、文部科学省の学力調査官などを歴任された大学教授を講師とする研修会の開催や加配配置されている授業力向上推進教諭と国語専科教諭を有効活用するなど、余市町として統一感のある授業改善を進めているところでございます。

次に、2点目の家庭、地域との協働と情報発信基盤の整備に関するご質問につきまして答弁申し上げます。まず、読解力向上のためには、学習習慣の定着や学力の向上に保護者との連携は必要であると認識をしております。本を読むことは、読解力の向上に効果があると言われていたことから、読書習慣の定着など家庭で実践できる学習支援について学校だよりや図書館だよりなどを通じて各家庭への啓発を図っております。

2点目と4点目の教育委員会専用ホームページのご質問につきましては、関連がございますので、

一括して答弁させていただきます。保護者への情報提供につきましては、安心メールを通じて重要性、緊急性のある情報を随時発信しております。また、教育委員会専用ホームページにつきましては、今年度から学校情報を発信する専用のページを余市町ホームページ内で公開し、町内小中学校の学校だよりや教育活動を一元的に掲載しているところであり、今後においても学校と連携し、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校給食、アレルギー対応情報についてでございますが、給食だよりを通じて保護者への情報提供に努めているところであり、家庭学習支援につきましてはタブレット端末によりドリル機能を有した学習アプリの活用が図られていると認識をしております。

○4番（佐藤剛司君） では、再質問させていただきます。

まず、1つ目の読解力の現状把握等につきまして、昔は学力テストと呼んでいたものだと思うのですが、調査のテスト、その結果が読解力の領域があまり好ましくないという感じの話だったとは思のですが、各学校によって指導方法が多様化していると思いますので、教育委員会で把握している正答率を上げる取組はどのようなものかお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、各学校でやはり点数の差はございます。そういった中で私どもは、学力は複数校ありますが、平準化といいますか、一定程度差がない状況が好ましいと思っております。そういった中で答弁もさせていただきましたが、統一感のある授業改善ということで取り組んでおります。答弁させていただいたとおり、文科省の学力調査官を歴任された方、この方もともと現場の国語の教師でありました。その方が大学教授となっていていろいろ授業改善について指導されていると

ということで、全国的にそういった権威があるといえますか、力のある方でございまして、その方をお招きして令和4年度から実施しておりますが、今年度で8回目の実施ということでございます。あわせて、加配の教員を活用した中での授業改善ということに取り組んでおります。教師個々に、ICTの部分が特にそうなのですが、不得意とは言わないのですが、あまり得意ではないという教師の方もいますので、そういった方々はこの加配教諭によって町内の力のある先生のやり方を個別にお教えするとか、そういった対応をしております。そういった中で私ども、繰り返しになりますが、統一感のある授業改善ということで教員個々の資質の向上につながるような授業改善を進めているということでございます。

○4番（佐藤剛司君） 教授を呼んでの研修会ということで行われているということなのですかけれども、こちらのほうは中学校という認識でよろしいでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

大学教授の研修会については、当初は小学校対象ということで考えておりましたが、実際校長会と協議をする中で小学生だけではなくて、先ほど全町的なということ、統一的なというお話をさせていただきましたが、やはり小学校、中学校つながっているということで、中学校の教師も対象ということで、今小学校、中学校共同開催となっております。

○4番（佐藤剛司君） 小中の共同開催ということで、教員の方は小学校は担任制度ということ、プラスアルファ算数、国語とかもいらっしゃると思うのですが、中学校の場合は教科別ということで、今回の教授の方は国語の専任だということなのですかけれども、中学校の先生方というのは全体どの教科の教員の方もその研修会を受けられているということでよろしいでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

研修会、小中合同ということで、今、年2回予算をつけていただいて対応しているところでございますが、小学校、中学校交互に指定校を決めて開催をしているような状況でございます。私、国語の教師と言いましたが、この授業改善については国語のみならず、やはり全ての教科の学力の向上というか、授業改善につながる内容でございますので、小中教科にかかわらず全体の取組、全員の取組ということで対応をさせていただきます。

○4番（佐藤剛司君） 最初の1番の（2）のところで全教科横断的なのという部分で、言葉を理解しないと算数であったり、数学であったり、理科にしても社会にしてもそうなのですが、問題が解けないという状況、昔と比べたら本当に読解力がないと解けない問題というのがすごく増えてきている状況がありますので、基本的なベーシックの部分でやっぱり読解力というのがないと学力向上にはつながっていかないのではないのかというのが僕の感想なのですが、そういった面で読解力向上のために町として研修会を開いて質を上げていくという状況を伺いましたので、すごくこのまま継続していただければなと思います。

その中で次の2番目の質問のほうに行きたいと思えます。こちらのほうは、大体1から4番まであるのですが、町のホームページで今学校だより等を見れるようになっている状況で、私もちょっと見させてもらったのですが、見た感じ、アーカイブというのですか、ただ載っているだけみたいな、そういうふうに見受けられて、もしかしたらもっと違うところに何かがあるのかなと思って探してみようと思ったのですが、ちょっと見つけられなかったのですが、現状町のホームページを間借りしているような感じ

でPDFで載っているだけというイメージなの
ですけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度
のご質問に答弁を申し上げます。

ただいまご質問のあったとおりでございます。

○4番（佐藤剛司君） 何にもやらないよりは、
やったほうがいいと思うので、どんどんやってい
ってほしいなと思うところで、(4)のホームペ
ージ制作、運用に係る予算措置ということで、このホ
ームページグレードアップさせる予定というものは
今後あるのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度
のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございましたホームページ制作、運用
に係る予算措置と学校現場の負担増を避けるため
のということでご質問いただいております。私ども
まさに共通のホームページを作成したということ
は、議員のご質問にあるとおりでございます。
個別に対応していたところもあるのですが、なか
なかそういった作業に時間がかかる等々の弊害も
ございます。教師の働き方改革ということも踏ま
えて、教諭のホームページということで作成をさ
せていただいたところがございますが、ご指摘の
とおり内容的にはまだまだ不十分な部分ございま
すので、学校とも協議を進める中で内容の充実
を図ってまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） ある中学校等で独自のホ
ームページがあって、その更新が滞っていたりとい
うのはもう見て分かっていたので、いろいろな
個人情報の保護的な観点も含めて学校側として出
せる部分というのは限られてしまうので、なか
なか更新というのもしづらかったのかなと感じられ
るのですが、それ以外の部分、先ほどの学力の読
解力の向上もそうなのですけれども、やはり教育
委員会で情報が一番最初に最新のものが入ってき
て、それを調査研究とかなされているとは思
うのですが、学校単位ではなく教育としてこれ

は保護者の皆さんに把握しておいてほしいなとか
というものをアプローチしていただくことによ
って、教育に興味のない家庭もありますけれども、
興味のある家庭もあるので、そこでやっぱり文書、
そういう学校だよりとかよりもホームページとか
でぱっと見れるような状況というのがあると、と
ても保護者の方も運用しやすいのではないかなと
思うのですけれども、見解をお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度
のご質問に答弁を申し上げます。

教育委員会としての発信、まさに重要である
と思います。私どもの立場としては、学校を指導監
督する立場でもありますので、そういった意味に
おいて私どもの考え方を保護者の皆様、そしてホ
ームページに掲載するという事は町民の方々にも
見ていただくということでございますので、そ
ういったことに意を用いて今後ホームページの内
容充実にも努めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤剛司君） そういうふうには教育行政
の透明性を高めるという意味でも発信していく
という力は大事かなと思いますので、よろしくお願
いいたします。

あと、学校給食で給食だよりは、管理栄養士さん
が監修して出していたようなイメージがあるので
すけれども、余市町内管理栄養士さん、この給食
だよりに関連して何人、1名でしたか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度
のご質問に答弁をさせていただきます。

給食だよりのご質問でございます。本町には栄
養教諭1人、黒川小学校に配属なのですが、その
者が献立を作ったり、あとは給食だより等々の発
信を専任ということで携わっております。

○4番（佐藤剛司君） 教育委員会で独自のホ
ームページでも作っていただけたら一番いいので
すけれども、今の現状で町のホームページの中
でも管理栄養士さんが監修していただいた給食
だよりで、結構私の記憶だと作り方等も出して
いただい

ていたような記憶があります。そこも含めてどんなような給食を出しているのかというのが、献立を含めて、大体各学校同じような給食メニューだと思いますので、そこを公表していただく、もしくは写真つきでこういう給食で試みたい話が公表できれば、給食好きな人たちも含め、あと献立に悩んでいる主婦の方々も今日こういうのも作ったらいいなとかというのが出てくると思うので、そういうふうな運用の仕方もあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

給食だより、栄養教諭、本当に趣向を凝らして一生懸命作っております。今議員のご質問の中にありましたが、1月の給食だよりを見ますとお節料理のいわれということで、お節料理、かずのこだとか、黒豆だとか、そういったものについて非常に健康にもいいということだとか、いろいろ工夫をして書かれております。いろいろご提言もいただきましたが、まず給食だよりのホームページの掲載という部分については検討させていただきたいと思っております。

○4番（佐藤剛司君） よろしくお願ひいたします。

最後に、ホームページを作っただけならば一番いいとは思ったのですけれども、人づくりによるまちづくりということで余市町発信しておりますけれども、教育という部分がないと人間育成という部分で、そこをおろそかにしてしまうとやはり町としての質が下がる可能性もあるかなと思います。教育に関して悩みのあるご家庭の方もいらっしゃると思うので、ライン等を活用したチャットによる相談受付等が一番手取り早いのかなとは思っておりますけれども、今後教育委員会でホームページを独自で制作された場合に双方向の情報交換というのがとても大事だと思いますので、今後そういう面も含めて教育委員会として保護者と

の関わり方、何か考えていることありましたらお聞かせください。

○教育長（前坂伸也君） 4番、佐藤議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

家庭と教育委員会のつながりということだと思います。特にそういうラインは持っておりません。私ども教育委員会専用のホームページというものを余市町のホームページ内ではございますが、持っております。そういった中で、繰り返しの答弁になりますが、ただいま指摘のありましたことも含めて内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤野博三君） 佐藤議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時30分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、白川議員は通院のため退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位3番、議席番号9番、土屋議員の発言を許します。

○9番（土屋美奈子君） 令和7年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いをいたします。

物価高騰対策と中小企業支援・賃上げ環境の整備について。食料品や光熱費などの値上がりが続き、町民からは給料はあまり増えていないのに生活費だけが上がっていくという声が多く聞かれています。給料そのものは、少しずつ上がっていても物価の上がり方のほうが大きく、実際の生活は楽になっていないと感じている方が少なくない状

況です。本町の経済は、大企業よりも中小企業や小さな事業所が多く、こうした事業者が人件費や仕入れの値上がりに苦しみながらもなかなか賃上げにまで手が回らないという実情もあります。こうした状況の中で特に所得の低い世帯や中小、小規模事業者ほど物価高の影響を強く受けており、賃金や暮らしの底上げ、底支え、格差是正が一層重要になっていると考えます。現在国では、物価高騰への対応と併せて中小企業、小規模事業者の賃上げを後押しするための対策が議論されており、地方公共団体が国の示す枠組みの中で地域の実情に応じて活用できる交付金なども用意される方向とされています。こうした現状の改善には、国の制度に頼るだけでなく、地方自治体としてできる工夫も求められていると考えます。本町としても物価高騰の中で企業と町民の暮らしを守るために物価高対策と併せて、中小企業支援や賃上げにつながる環境づくりに取り組む必要があると考えます。本町の現状認識と今後の方針について、以下の点について質問をいたします。

まず、1点目です。物価高騰と賃金の状況に関する本町の認識。近年の物価高騰が町民の家計や本町の経済を支える中小、小規模事業者の経営にどのような影響を与えていると考えているのか、また給料は上がっていても物価の上昇を差し引くと実際には楽になっていないという状況についてどのような問題意識を持っているのかお伺いいたします。

2つ目、国の対策や交付金を踏まえた物価高対策と賃上げを支える考え方について。現在国会で審議されている物価高対策や賃上げに関する施策、そして本町が地域の実情に応じて活用できる各種交付金について本町としてどのように受け止めているのかをお伺いいたします。その上で中小、小規模事業者が無理のない形で賃上げに踏み出しやすくなるよう本町としても手だてを講じるべきと考えますが、本町の基本的な考え方をお伺い

いたします。

3つ目、公共調達における物価高騰、賃上げへの配慮。本町が発注する工事や業務委託などにおいて物価高騰や人件費の上昇を現在どのように価格や契約内容に反映させているのか、また今後の公共調達においても物価高騰や賃上げの動きをどのように受け止め、どのような点に配慮していくべきと考えているのか、本町の基本的な考え方をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の物価高対策と中小企業支援、賃上げ環境整備についての質問に答弁します。

1点目の物価高騰と賃金の状況に関する本町の認識についてですが、本町においても全国的な物価高騰の影響は大きく、食費や光熱費など生活費の上昇が町民の家計を圧迫しており、また事業経営においては膨らんだコスト分を十分に価格へ転嫁できないことから、収益が圧迫されていると認識しています。賃金については、国や道の統計では緩やかな上昇傾向が見られるものの、物価上昇率を差し引いた実質賃金は依然としてマイナス基調であり、生活実感として改善が進んでいない状況です。特に本町の経済を支える中小、小規模事業者においては、収益の圧迫により賃上げに踏み切る余力が乏しいという課題があることから、事業収益を確保し、賃上げへとつなげることが地域経済にとって重要であると認識しています。

2点目の国の対策や交付金を踏まえた物価高対策と賃上げを支える考え方についてですが、国の補正予算においては賃上げに向けた中小企業等支援策を含む各種の物価高騰対策が講じられており、足元の物価高への対応として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が拡充されるところです。当該交付金については、これまで同様地域の実情に応じて生活者、事業者を直接的に支援する事業が対象となりますが、新たに食料品の物価高騰に対する施策や中小企業等の賃上げや設備投資

を後押しするための環境整備に対する支援も対象になるところです。本町といたしましては、国の経済対策の趣旨を踏まえ、住民の生活の負担軽減や地域経済の下支え、町内事業者の事業継続支援に資する事業が展開できるよう関係機関と連携し、物価高騰対策を検討してまいります。

3点目の公共調達における物価高騰、賃上げへの配慮についてですが、本町が発注する案件では国や北海道が制定する積算基準を使用しており、最新の価格を反映させて発注のための設計書を作成しているところです。また、契約後の資材価格等の急激な高騰などに対応するため、必要に応じてスライド条項が適用できることとなっています。今後においても物価高騰や労務費の上昇については、適切に反映されることが地域の事業者を支えるためにも不可欠と考えておりますので、適正な積算に努めていきます。

○9番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初の1点目として本町の認識をお聞きしました。おおむねご一緒かなというふうに思います。この何年にもわたる物価高と町長おっしゃったように実質賃金は9か月連続ですか、1.3%ほどですか、ずっとマイナスできているという現状でございます。とてもではないけれども、町内も悲鳴に似たぐらいの苦しさが聞こえてございます。今現在本町として全体像は捉えているけれども、これを何とかしていかなければいけないというお話をどうなのかなというふうに思ったのだけれども、町として物価と賃金のギャップを深刻に受け止めているということでしたけれども、そのギャップを埋める上での自治体としての役割といいますか、どう考えておられるのか、まず第1点目というか、最初に聞いておきたいというふうに思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろん物価の高騰、そして実質賃金の低下については、一時的なそれこそ補助金や交付金による穴埋めによって補填することが恒常的な効果につながるわけではないので、きちんと恒常的でない経済環境整備、物価が上がるけれども、賃金も上がるというような好循環を達成するような経済サイクルに進めていかなければならないわけであって、そのための主な経済主体はやはり実際にビジネスを行う事業者がメインになってくるわけでありまして、自治体の果たす役割としてはそのような好循環を果たす環境の整備が主な役割ではないかというふうに思っております。なので、今政府のほうで補正予算の審議をされておりますが、一時的に交付金で給付型になるかもしれませんけれども、それはそれとしてももちろん対策としてはやりますが、恒常的な経済好循環の環境整備の役割、具体的にどうするのかというのはすぐに妙案が浮かぶわけではないですけれども、そういうのを常に考えながら経済政策やっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 国のほうの動きが全体像まだ見えているわけではないので、その動きを見てだと思えるのですけれども、お話を、国の情報を集めて見ていると、対策としては近々出てくるのだろうし、年明けから大きく動き出すのかなというふうに思います。新党も動き出すのかなと思いますけれども、町長おっしゃるように環境の整備ということなのです。賃上げをしやすい環境をどうつくっていくかということが今議論されています。そして、なかなかこの物価高騰を受けて燃料費だとか仕入れ値だとかが上がったものを価格転嫁できないような小さな企業、私が今回お話ししているのは大企業ではなくて、中小でもなくて、例えば二、三人しか従業員がいないような小規模事業者をメインに私はイメージしているのですけれども、そういったところにも使えるようなものが出てくると思うのです。そういった環境整備を

していくときに、国は5か年計画で計画を立てて必ず実行していくようなお話もされていますけれども、まだまだ見えないのです。その使える交付金の中には、結構自治体の裁量によるものが多く出てきそうな感じなのです。そうなってくると、どこまで本町が関わっていくのかなのだけれども、例えば先ほど言ったような小さな企業、従業員を何人かしか抱えていないような個人事業だとか、例えば1次産業で何人か雇っているような経営者だとか、そういったところになると忙しくていろいろな制度が出てきてもなかなか全てにまで目を通して何が使えるのかというまで探るといのが難しいというふうに思うのです。そして、これから出てくる使える国の交付金の中には、例えば賃上げを実行したら環境整備に200万円まで使えますよ、ただししっかりと賃上げ、従業員の給料上げてくれれば300万円まで使えますよというメニューがたくさん出てくるのです。そうすると、それを知らせることと活用させることと、そしてその賃上げが町内全体に波及していくことがやっぱり自治体の役割ではないかと思うのです。これは、商工会議所もございますから、そこと連携してもいいのだけれども、しかし情報を集めるのはやはり町が強いそういうノウハウも持っているだろうし、そういったところで力を発揮していただいて、そこと連携しながらみんなに支援が行き渡るようにという尽力をしていただきたいなというふうに思っているのです。そこについての見解を再度お聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

中小事業者支援に関しては、政府のほうでも賃上げ促進税制の話とかも出ておまして、直接中小事業者に賃上げすることによって税制の優遇面が受けられるというような制度が今整いつつあるわけです。中小事業者、そして事業者支援に関しては、もちろん自治体もそうですけれども、事業

者支援の主なところはやはり商工会議所が担うかと思えますので、事業計画の策定ですとか、賃上げ促進税制の情報や使い方、もちろん指導員がいるわけですから、もちろん町としても引き続き商工会議所と連携はしながらやっていきますが、町も商工会議所もいずれにせよ東京へ陳情に行ったりも、商工会議所も行っているし、町も行っていたりしますので、どちらも情報は入ってくると思いますので、引き続き連携しながら、中小事業者支援は商工会議所がメインになるかと思えますが、その辺は連携しながらやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 国会の状況を見ますと、賃上げの環境整備については支援助成金パッケージなんていう言い方をしているのだけれども、あっちこっちにあるのです。地方重点支援交付金だけではなくて、いろいろなところにいろいろな仕組みがあって、それを探すだけというのか、それも結構大変なのです。パッケージという言い方をしているけれども、それを余市の中小、小規模事業者はどう届けるのかということなのです。だから、今町長答弁いただきましたけれども、余市町の事業者が本当に冷え切っているという状況鑑みて、事業者のみならず各家庭が冷え切っているという状況鑑みて少し本腰を入れていただきたいというのか、もう限界なのかなという気がしているのです。もちろん町長おっしゃられるように、商工会議所が中心となってやっていくべきなのでございましょうけれども、取りあえずこれまであった制度なんかをどういうふうにご案内しているのかなというふうに商工会議所のホームページなんかも見ってみましたけれども、詳しく載っているわけではないのです。そしてまた、これからどんどん新しい法律ができたり、そしてまた来年の夏に向けて骨太方針ですか、それに向けても賃上げのものが強くのってくる意向らしいです。そうすると、どうやってこれをうちの町に生かしていくか

という自治体の覚悟というか、気持ちというか、商工会議所を動かすというか、そういうことが必要なのではないのかなというふうに思っています。ちょっと余力があつて力があつて知っている業者さんだけが国の制度を活用するというのではなくて、町内あまねく全ての業者さんが、そして小さくて弱いところに町から支援をするように、そしてホームページを使ってでも町は何でも相談くださいと、相談窓口の設置でもいいし、つなぎますよと、教えますよではないけれども、そういったことをしてもいいし、例えばあちこちに散らばっている中小企業の使えるもの、支援パッケージを余市独自の冊子を作ってもいいではないですか、分かりやすい形で、ぱっと見やすい形で、そして配ってもいいと思います。ご案内していいと思うし、そういった支援策をぜひしていただきたいというふうに思うのです。再度ご見解をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

令和7年の補正予算が閣議決定されて今議論中ですが、その中で中小企業や小規模事業者の賃上げ環境の整備とか、そういった部分だけでも約1兆円ぐらいあるわけですが、なので大きくいろいろなところにあるわけですね。全体像で10兆円近くあるわけなので、それはもちろん政府としても冷え込んでいる日本経済を活性化するためにこれだけの額の予算を使うわけですから、国民ですとか事業者に広く知ってもらいたいわけなので、政府は政府で概要をまとめたパッケージというのをきちんとまとめているわけですね。それは、もちろんうちにも情報は来ていますし、商工会議所にも来ていると。1枚にまとまっているわけなので、それを見ればどういうパッケージがあるのか分かるようになっていきますので、その点はすぐあるものを共有するだけにできますし、もちろん商工会議所はやっていると思ひますが、我々行政、

余市町役場の担当としては目下の町民の物価高への対策について力を入れるということがメインになってくるので、その辺は商工事業者に関しては商工会議所、町民の暮らしのサポートについては余市町役場というような、もちろん中小事業者支援もやらないというわけではないですけども、きちんと役割分担をしながら経済活性化のためにやっていきたいなというふうには思っています。

○9番（土屋美奈子君） 答弁いただきました。国がいろいろこれまで、今の補正予算の中身のみならず、その前からやってきているのだけれども、どうも例えば説明会を開いたり、例えばいろいろなご案内をしたりしても利用できるものがあるのだけれども、広がっていないというのが現実なのです。活用の事例がなかなか伸びてきていないというのが現実なのです。今回この補正は、きっと国が主導して1兆円ですか、その規模でやっていくのだけれども、地域の実情に応じてという分が結構入ってくると思うのです。そうなってくると、何にどうというのもあると思うのだけれども、やはり広がっていないというのは国にお任せだけではなかなか余市町内の事業者さんまで全部にこんな制度があつて、こんなお金が使えて、そしてこのお金を使うためには給料を上げることが一つの前提の要件ですよというものがきちんと届いていないと私は思うのです。だから、それをもう一歩、前面に町が出るというのではないけれども、黙っていても駄目だと思うのです。余市町内の経済、自治体の役割というのはやっぱり町民の財産を守って、生命を守って、そして全体の福祉の向上ということですから、物価高がこれほど厳しくなってくると、ここは何よりも重点的にやっていかなければいけないし、あまねくみんなに届けなければいけない、使えるものは使って底上げを図らなければいけないというふうには私はやっぱり思うのです。だから、再度町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

使えるものは使う、きつければきちんと使える制度を使って、もちろん私が自分で事業やっている、ビジネスをやっているのであればそういうマインドになるかと思います。なので、もちろん町民の財産を守るのは自治体の役割でありますけれども、ビジネスはちょっと言い方は厳しいかもしれませんが、自己責任という部分ももちろんあるわけです。なので、苦しければどうにかして情報を取りに行くということを多分どの事業者も、私が自分でやっていたらやっているといます。なので、情報にアクセスするのは、アクセスができる環境は整っているの、あとは各事業者が使うかわらないかの判断になるのではないかなというふうに思います。活用されていないのではないかなという話ですけれども、説明会やっても来ないという事例をおっしゃっていましたが、それは行政ではどうにもできる話ではないので、やはり経営者がうちはもう関係ないよと思っているのかもしれないし、もしかしたら本当に知らないだけ、知らなかったら必死になって自分のビジネスを守ろうとするから、もちろんいろいろな情報取りに行くとは思いますが、町としてはもちろんできることはやりますし、環境整備のために各関係機関とは連携しながらやっていくつもりであると思います。

○9番（土屋美奈子君） きっと大変なのです、みんな、あまりにも苦し過ぎて。できれば町内のその苦しいという状況を打開するというか、皆さんの給料が上がるようにまず交付金を、国の賃上げの支援のパッケージというのは自分のところの従業員の給料上げることが1つ要件として入っていると思うので、だからそういうものも活用いただいて、そうすると省エネルギー化の例えばエアコンを買い換えるのに国のお金を2分の1使えますよと、でも自分のところの従業員の給料上げて

くれれば3分の2使えますよとか、そんな感じのものがたくさんあって、多分自己責任といえども事業者だけでもそこに働いている従業員がいてみんなが冷え込んでいるということも鑑みて、今再度答えは聞きませんが、ぜひとも見直しができるのであれば、きちんと皆さんの、町内の働く人の全ての給料が上がるように見直しをかけていただきたいというふうに思いますので、これで2問目は終わります。

3問目お聞きします。公共調達における物価高騰の配慮、つまり公契約条例です。端的に言います。公契約条例についての町長の見解をお願いしたいと。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公契約条例に関しては、様々な内容が含まれますけれども、公正な競争を確保して労働者にしわ寄せが来るような不当な価格、安ければいいというものではないですから、きちんとした適正な価格で契約をすることによって、もちろん全て自治体もそうですが、発注する、発注を受ける側もお互いにウィン・ウィンになるような契約やサービスの質を確保するというようなことなので、余市町に関してはかつてに比べまして公共調達の条件というか、道や国に徐々に合わせるようにしていますので、その点はどんどん環境が改善されていっているのではないかなというふうに思います。

○9番（土屋美奈子君） 公契約条例についてちょっと分かったような分かっていないような、その制定の意味とか、本町はないわけですけれども、全国でも公契約、つまりこの条例の制定の意味というのは契約によってしっかりと適正な料金というか、資金というか、町が発注者として発注する契約に対してまず社会の動向だとか、そういったものがきちんと労働条件の確保に関するまで反映されるという、そういうことにあるのだろうと思

います。条約といっても理念だけを定めている公契約条例もあれば、賃金のきちんと細かなところまで書いているものもあるのだけれども、そういった余市町の発注する契約、これについての公契約条例について再度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公契約条例、もちろんメリット、デメリットあるわけですが、メリットに関しては先ほど土屋議員が趣旨として言うておられる労働者に対してきちんと賃金を一定額支払うことによって、義務づけるということで労働者の生活の安定ですとか、質の高い労働力が確保できるということがあるわけです。デメリットに関しては、事業の価格が高止まりするので、どうなのかというような話もあるわけなので、もちろんバランスが大事になってくるわけでありまして、道内の事例を見ても旭川市だけが公契約条例を導入しており、旭川の場合は理念型なのです。理念だけであって、賃金条項はないというようなのが唯一道内では旭川市だけやっているわけで、札幌でも公契約条例の導入の動きがありましたけれども、議会で否決されたというような経緯があるわけで、日本全体を見ても今年の9月の時点ですけれども、58ぐらいしかないわけです、まだまだ。なので、理念としては分かるけれども、なかなか細則で賃金の条項まで詳しく書くのがあるということもあって進んでいないというのが現状ではあります。

余市の場合ですけれども、公契約条例はありませんけれども、先ほど1問目の答弁でもしましたとおりきちんと道や国の基準に基づいて積算をしており、かつてに比べてはどんどんいい条件で契約をして、安ければいいという状況ではないわけなので、質を担保しつつ、きちんとバランスの取れた契約をするというような体制にほぼあるというふうには考えています。

○9番（土屋美奈子君） 今答弁にあったように、

道内でも旭川1か所ですか、また札幌は否決をされたということで、全国的に見ても全国の自治体の5%くらいなのです。まだまだの状況だというふうに思っています。ただ、今何でここで改めて公契約かという、それがしきりに国会で議論されているのです。自治体の裁量で、つまりこれだけ、再度浮上しているのです、今、どういうふうに使えものなのか。そして、年が明けてからの令和7年度の補正と、そしてこれから始まっていく5か年間の労働条件の改善の中に自治体の公共事業の部分が結構大きく入ってくるのです。自治体が発注する公契約、調達もしっかりと条例を制定して労働関係、そういった法令の遵守をさせるだとか、賃金の下限を町長さっきおっしゃったけれども、条項までを入れていく、どこが最低ラインなのかとか、条例にいくとか、適正な予定価格とか、そういったものを改めてここで再度聞いたというのはこれをきちんと整備しておくことで使えるものが多くあるような雰囲気かなと私は思ったのだけれども、それがないと、自治体が模範としてきちんとした適正価格でやりなさい、そしてこれは何に基づくかという公契約条例、各町村の考えをきちんと示すことだというようなことだと思うのですけれども、すみません、もう一回答弁お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公契約に関しては、先ほど来申し上げているとおり私としてももちろん安ければいいというものではないと思っていまして、きちんと物価の上昇や賃金の上昇を価格に転嫁するような契約をしなければお互いに不幸になるだけだというふうな考えは持っているわけでありまして。一方で、公契約条例に関しては、先ほども申し上げたとおりスライド条項が必要に応じて適用されるわけです、現在の契約においても。なので、わざわざ公契約条項を入れてというようなことをやる必要性がない

というのが実際の運用としてはあるわけです。なので、工事を請ける側としても見積りで、きちんと入札で価格が上昇したらスライド条項が適用できるということになっているので、応札時との変化によって不利益を被ることのないというような状況にはなっておるので、公契約条例が本当に必要なかどうかはもちろん議論があるところではあります。いずれにせよ、繰り返しになりますが、物価高騰や労務費の上昇については適切に反映させていくことが地域の事業者を支える上でも必要なことだというふうに思っていますので、余市町においてはそのような体制を整えていますので、引き続き適正な積算をしていくということに尽きるのではないかなというふうに思います。

○9番(土屋美奈子君) 現在必要性もどうなのかということでしたけれども、これを導入している自治体の例としては実質さっきちらっと出ましたメリット、デメリット、デメリットとしては事業の高止まりというか、その分の反映分がもちろん上乘せされることになりまますから、安ければいいというものではなくてくるというのは分かります。しかし、そこに賃金だとか労働条件を守るというルールを一定程度入れていくことで、その検討とか調査とか、調査くらいは進めてはどうなのかなというふうに思うのです。なぜならばというと、うちの町では契約や職員と事業者との関係において完全に適切であったかといったら、逮捕者も出したこともあるわけですから、そういうことも踏まえていくとしっかりしたルールづくりだとか、全部の細かな条項まで入れなくても一旦今の社会情勢と、そして余市町の本町が本当はどうであったのかとか踏まえながらルールをつくっていくというのは今時代の要請ではないかなというふうに思っているのです。それをお手本として、きちんと町が発注する工事にもそこで働く労働者たちの事業環境だとか労働条件だとかを明記することがお手本として広がっていくのだろう

し、今時代に求められていることなのではないかなというふうに思いますので、再度答弁を聞きますけれども、できれば検討くらいは入っていただきたいと思います。

○町長(齊藤啓輔君) 9番、土屋議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公契約条例の話と昨年ちょっと不適切な入札に係る話があったという話もありましたが、コンプライアンスと公契約条例は別、切り離して考えなければならぬというふうに思っています、適切な事業者との付き合いに関してはきちんとルールづくり、コンプライアンス委員会を立ち上げてやっているわけですが、あと公契約条例ももちろん先ほど来言っているとおり労務単価をきちんと積算にも反映させるようにやっていきますよということなのですが、例えば条例を制定することによって、理念型なら理念を書いているだけですけれども、例えば労働者の賃金の状況まで書いてしまうと、現在の運用においてはスライド型になっているわけです。だとしたら、条例に係る賃金のほうが逆に下がってしまうということもあるわけなので、その辺はきちんと検討しながら考えていかなければならないというふうに思っています。いずれにせよ、所管課のほうでありとあらゆる情報をきちんと調査していますので、こういう話ももちろん日々の調査の一環としてやっているのです、引き続き注目はしていくのではないかなというふうに思います。

○9番(土屋美奈子君) 分かりました。コンプライアンスと条例は別ということでしたけれども、しかし条例が1つあるといびつな関係にならないというか、ルールが1つあることによって大分違うと思うのです。多分町が発注者できちんとしたルールづくりに基づかない、条例がないことによって関係がおかしくなったのではないかとも思われるし、それが一つの役割を担うというふうに思うのです。今ここで再度答弁お聞きしません

けれども、今町長から検討していくとおっしゃられましたので、国の動向もありますし、公契約の状況、自治体の果たす役割というのはきっとクローズアップされていくと思うので、その状況を見ながらできるだけ町内にプラスになるような方向で最大限検討していただきたいと思いますので、それだけ申し上げまして終わります。

○議長（藤野博三君） 土屋議員の発言が終わりました。

発言順位4番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和7年第4回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくをお願いします。

誰一人取り残さない学びの保障についてを伺います。けがや病気も含め、学びたくても教室に行けないことによる学びの機会の喪失を改善し、子供に寄り添った対策を求めて質問します。過去最高水準に達している全国不登校児童生徒の現状を鑑み、また1人1台端末の整備が完了した今こそ様々な事情で教室に行けない児童生徒を支援するために20年前に国が指針として示したネット出席制度を活用し、学びの保障を担保するべきではないでしょうか。現在本町では、教室以外にも空き教室や保健室登校、学外の公民館においても適応指導教室が開設、運営されるなど児童生徒の学びを保障し、支える様々な仕組みや悩みを抱える保護者を支援する取組が外部機関との連携も含めて重層的になされています。こうした取組をいま一歩進め、入院中や不登校など何らかのやむを得ない事情で学校や教室へ行くことができずにいる児童生徒の学びの保障をいまま少し広げることが重要ではないでしょうか。文部科学省は、2005年に小中学生向けにネット出席制度を認め、2019年には「不登校児童生徒への支援の在り方について」、2023年には「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等につい

て」と題した通知を出しています。また、国のGIGAスクール構想や先般のコロナ禍を経て端末や通信環境の整備が一気に進みました。子供も保護者も安心できる教育制度の確立を願って現状確認を含めて、以下伺います。

1つ、現状分析と対策について。

2つ、学校現場の認識と方針について。

3つ、ICTを活用した出席扱い制度導入へ向けた検討について。

4つ、保護者へのフォローについて。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の誰一人取り残さない学びの保障について答弁申し上げます。

議員のご質問にありますとおり、全国的に不登校児童生徒数は高い水準で推移しており、本町においても様々な要因や背景によって学校生活への適応が困難であることから、長期にわたり登校ができない児童生徒が一定数存在しております。本町におきましては、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒が抱える問題の解決のため、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実や関係機関と連携した支援に努めているところであります。また、不登校となっている児童生徒の学びの保障に対応するため適応指導教室を開設し、学びの場を確保するとともに、タブレット端末を用いて授業を受けることも可能となっており、別室登校や登小学校における受入れ態勢の充実など個々のニーズに応じた受皿の整備に努めているところであります。

町内の学校現場の認識と方針につきましては、不登校に関連する国や道の方針に基づき、児童生徒の学校への復帰を目指すだけでなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す対応を大切にしており、家庭や関係機関と連携を図りながら子供一人一人の状況に応じた柔軟な対応に努めているところであります。

不登校児童生徒の出席扱いについては、国の通

知にある要件に照らし合わせて対応をしており、ICTを活用した出席扱いにつきましても国の通知やガイドラインを参照しながら出席認定の基準や学習評価の在り方について検討が進められているところでもあります。

保護者へのフォローにつきましては、子供のよりよい成長のため保護者との連携が重要であると考えており、保護者の悩みにも寄り添い、事例に応じて専門機関を紹介し、家庭と学校における子供への関わり方の助言をもらうなど学校内だけでなく関係機関と連携し、児童生徒及び保護者へ対応しているところでもあります。

○14番（大物 翔君） 私の所属している政党も今年の5月に「不登校についての提言」と題して実は提言書を出している、発表しているのですが、不登校児童はこの10年で3倍に急増している。そして、35万人台に近くなっている。子供の実数は減っているはずなのに不登校者が急増しているというのは、明らかにこれは構造的な要因があると思わざるを得ないというのが私の個人的な見解なのです。今の答弁の中でも最初の1番目の現状分析等の話の中でも既にそういったものはやっているというような趣旨の発言であったかと思うのですが、全部の学校でもう既にいわゆるネット出席、オンライン授業的なものというのはいまできていて、それは病気、けがの方も不登校の方も含めて全部の方が必要だったらすぐ対応もできているということなのか、あるいは部分的にはやっているのだけれども、全体的にはまだできているわけではないのだという状態なのか、その辺の進捗教えてもらっていいですか。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

全町的な取組ということで答弁をさせていただきましたが、正直若干の差はございます。ただ、ICTを活用したそういったフォローという部分

には、全体的に対応が可能だということで認識をしております。

○14番（大物 翔君） ということは、3番目のほうにも入ってくるのかなと思うのですけれども、多少の凸凹はあるのだけれども、授業関係にアクセスできるような状態には一応なっているのだと。出席数を稼ぐのが私の言いたいことではないのですけれども、結局何を言いたいかということ、長期にわたって子供が学校に行けない状況になってしまうと、本人もそうなのだけれども、実は親が相当気をもむのです。特に昨今ですと、地域とのつながりも薄れていると言われていまして、保護者の共働き率が非常に高くなっている、そうすると問題なく普通に子供が学校に行っているうちはそれほど感じないのですけれども、いざそうなったときに周りに相談できる人がいない、今ここで学校に行けと言うべきなのか、いや、いいから休めと言うべきなのか、その判断に戸惑うことというのは非常に多いと思うのです。そういったことも考えていった場合に、選択肢の一つとしてそういうものがちゃんと確立されているのだよということが全体周知されている必要があるのではないのかなと感じる次第なのですが、現状どうなのでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

不登校、ご質問にもございましたが、一人一人それぞれに原因となるものはございます。そういった中でやはり個別対応ということが大変重要なことでございます。保護者対応ということでご指摘もございましたが、当然保護者へのフォローも含めてしっかりと対応しております。

○14番（大物 翔君） 基本的には、個々の子供の事情、本当に様々理由はあると思うのです。そこに至ってしまう状態、あるいは表面上は実は登校し続けられているのだけれども、限界寸前である状態というものもある、私自身も自分の中学生時

代振り返ってみれば本当につらかったです。だって、朝学校に行ったら自分の机がないのですもの、それでも親は行けと言うのです。いいから行けと、行くだけ行って駄目なら帰ってこいというふうに、私自身はそうだったのです。それは、今思い返してみても非常につらかったなど。自分の事例出して何を言いたいのかというと、各保護者によって子供に対する教える価値観というのは違うのだけれども、今結局さっきも言った人のつながりが希薄になりつつあって、一方でネット情報は膨大に氾濫していると。そして、仕事に行かなければいけない人が増えているものですから、私の認識としては親が溺れてしまっている状態だと思っているのです、ある面では情報と時間と忙しさに。その中でどうしたら本当はいいのかというのを判断できなくなってしまっている事例もあるのではないかと。そして、重要なのは、無理をしても今行かせることが正しいわけではないのだよという価値観にはなってきています。でも、今学校に通っている子供たちの親というのは、自分の親からどちらかという和学校に登校することが主なのであるという考え方で育てられてきた人が多いと思うのです。とすると、自分の価値観の中で何を基準にして考えたらいいだろうとなったときにやっぱり出てくるものというのは、自分自身が親から受けた教えられ方、価値観が出てきてしまうのです。すると、現実とのミスマッチを起こしてしまうという、これが非常に大きなあつれきを生んでいるのではないかと私は思うのです。

そして、私、不登校は子供のせいではないと思っているのです。様々な理由で心が折れてしまっている状態だと思うのです。元気が空っぽになってしまっているのです。子供というのは、学校や社会の中で違和感を感じ、そして傷つき、我慢を重ね、ついに学校に行くことができなくなるのです。そういう場合が私は多いと思っているのです。だから、でも行きなさいと言われて何とか立ち上が

ろうとするのだけれども、学校の門の前に立ったら動けなくなってしまうとか、おなかが痛くなってしまうとか、あるいは顔から表情がなくなるだとか、ところが最近は変わってきたと思うのですけれども、これを甘えであるとか怠けであるというふうに捉える向きがかつては強かったと思うのです。とすると、いいのだろうか、本当にと親も実は戸惑ってしまうのです。行かせなければいけないのではないか、果たしてその結果、それは子供にとっていい結果をもたらすのだろうか。

だから、実はいい意味で認識を改善してあげて共通の認識を新しく醸成し直してあげるためには、保護者をフォローしてあげることがとても重要であると思うのです。そして、子供には元気を取り戻してもらって場合によっては学校にも行くし、それでも厳しいのなら、ではオンラインでもいいよ、オンデマンドでもいいよという形で学びたいと思ったときに学べる状態を確保しておく、それを子供や保護者が選べるようにしてあげるのが肝要なのではないかと考えるのですが、いかがでございましょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

不登校につきましていろいろお話をさせていただきました。本当にありがとうございます。過去においては、学校に行かないことは悪と言われる風潮もありましたが、現在はそういった見方は学校現場もしておりません。そういった見方をすることで本人も、議員もおっしゃられましたが、保護者も苦しむ事例があると思います。悪という見方ではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指すにはどのような関わりをすればいいのかということで学校現場では不登校の子供たちに寄り添っているところでございます。

○14番（大物 翔君） ただ、ちょっと心配なのが国のほうから出てきている通知のほうだったの

ですけれども、2019年なのですけれども、子供によってはから始まって、休養など積極的な意味を持つことがある一方、学習の遅れ、進路上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意するというなかなかおっかない一文が入っていたりするのです。結局国の教育制度の基本的な考え方としましては、不登校をリスクというふうに認識してしまっているのです。ここが私いかぬと思うのですけれども、学校に子供が行けないことによって子供が被るであろう様々な不利益というものを一番心配しているのは実は保護者なのです。そんなこと言われなくたって分かっているのですという状態なのです。

だから、先ほども様々な形でフォローしてと言うのですけれども、個別対応も大切なのですけれども、1つ私から提案も込めて申し上げますけれども、そういう今は考え方が変わったのだよということを保護者が共有しやすいような集まりみたいなものを学校またいで一回やってみてもいいのかなと思うのです。例えば不登校とか子供の学習について悩んでいる保護者を集めて、別に何かをするわけではない、でも親同士で自分の家はこうやって悩んでいた、自分の家は子供がこうやって頑張っているのだという話をお互いにし合っていく中で価値観のすり合わせというのをうまくして、それによって親は孤立していないのだというふうにしていってあげることで、いよいよ困っているから手を差し伸べても払いのけられてしまってふさぎ込まれるという事態を回避するというのが世の中みんなで子供を育てよう、親を守ってこうということに私つながっていくのではないのかなと。そういう取組というのは、ここ最近されていますでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

保護者の皆さんへのサポートということでご質問をいただきました。本町においては、学校もそ

うなのですが、様々な相談窓口がございます。そこは、個別対応ということで状況に応じて学校のほうで保護者の方にご紹介をしているような実態もございます。そして、余市町教育委員会の対応としては、不安や困り事はありませんかということでそういう相談窓口等々についてホームページを使って周知もしております。保護者の方々が集まっているいろいろ悩み事を打ち明ける、そういう場も必要ではないかということでございますが、行政主体、学校も含めてそういった対応はしていませんが、民間ではそういう集まりというか、保護者の方々が集っているいろいろ悩みを打ち明け合うという、そういった場もあるように聞いておりますし、そういった場もありますよということも学校、私どもも含めて周知はしているところでございます。

○14番（大物 翔君） ホームページに載っておりますこういう場合はこういう支援制度がありますよという、たしかあればPDFファイルで、結構大きなファイルで置いてあったのは私は見たのですけれども、なかなかうまく表現しにくい部分もあるのですけれども、困りを抱えている人は必死になって何とかしなければ探し回るのです。ただ、私の願いとすれば、別に困ってなくてもこういう状況に陥りそうだったらここに相談すればいいのだということが何ともないうちから共有できている環境にしてあげたらいいなと思っているのです。一番怖いのは、こういう相談先があるのですよと例えばお手紙出しても、恐らくそれを今すぐ必要としない人はあまりちゃんと読まないのかなというふうに思ってしまうのです。そういう部分はあるのかとは思うのですけれども、子供が学校に行けなくなってしまう、それは必ずしも親のせいではないのだよ、そしてそれは特異的な現象では実はないのだよ、そしてもし困ったときにはこういうところに相談できるのだよということが日常から認識できる環境を醸成してい

ってあげるとというのが、私そういう意味では最大の支援策になるのではないのかなと。三里先の霧を払ってあげる転ばぬ先のつえになるのかなと。そういうところを地道にでも開拓して行って共通認識を高めていく、そういう枠組みを何とかつくってあげることってできないものでしょうかというのが私の質問の核心なのですけれども、教育長、どうでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

まさに保護者へのフォロー、本当に重要でございます。保護者の方は、本当に悩み苦しんでいる方が多いと思っております。そういった中で保護者と共に子供のよりよい成長のために力を尽くすというのが学校、教職員のスタンスでございます。いろいろなケースがありますので、一元的な対応というのは非常に難しいと思えますし、保護者の方々もいろいろなやっぱり思いも持っております。そういった中では、やはり一義的には個別対応ということで本当に保護者の方のお話を聞いてしっかりと悩みに寄り添い、対応するということが大事だと思っておりますし、今現在学校はそういう努力をしているということで認識をしております。

○14番（大物 翔君） 分かりました。これでしまいにしておきますけれども、願わくば現場の先生方も含めて、教育委員会の皆さんも含めて、私はうちの町が取り組んでいる冒頭にも通告書に書きました重層的な取組というのは非常にいいことだと思っております。莫大なお金と人員を使っているわけではもちろんないのだけれども、非常に弾力的に動いている、いろいろなところとうまくつながり合うことで問題の解決に向けて動いているというのは私は非常に好感を持って見ているのです。だからこそ、よりよい状態にいま一歩進めていくための制度設計を含めた対策というのを今後も打ち出して行って検討していただ

たいということをお願いして、今後に向けてもし教育長何かあれば答弁いただいて終わりたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

いろいろご提言もいただきまして、ありがとうございます。私から言うまでもございませんが、不登校、これは全国的に社会問題ということで捉えられておりますし、私も含めて学校も非常に危機感を持っているところでございます。そういった中で繰り返しになりますが、学びの保障、あとは出席扱いのこともありました、できるだけ私どもも単元テストを多くして評価の部分、あと出席についても民間のフリースクールだとか、そういった部分と連絡を取り合った中で国の方針にのっとる形で対応をしているところでございます。ただ、いずれにしても個別具体の対応をしなければなかなか解決につながらないという部分もありますので、先ほど来学校の考え方等々も答弁をさせていただいておりますが、私ども学校現場と一緒にした不登校対策にしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 大物議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明10日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時35分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7番 藤 野 博 三

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 13番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 14番 大 物 翔